

### ～ 県民活動団体との協働に関するガイドブック改訂版の作成にあたって～

県民や県民活動団体と行政との協働を進め、「自立・協働・循環」<sup>\*1</sup>型の地域社会を形成していくことは、これからの県づくりにとって大変重要です。

このため、県では「山口県県民活動促進条例」において、県民の協働による県づくりを進めていくことを明らかにし、さらに、「山口県県民活動促進基本計画」において、県民自治の視点に立ったパートナーシップの確立と協働の推進に向けての環境づくりを行っていくことを基本方針としています。

本書は、この環境づくりの一環として、行政職員がその所掌する施策や事業において、県民、とりわけ県民活動団体との協働を進めていくための留意事項や手順を示したものです。協働についての共通認識が図られ、積極的な取組みが展開されることを期待しています。主として県職員を対象とした内容となっていますが、協働の考え方や協働事業の進め方を知る上で、市町村や県民活動団体の皆さんにも参考としていただければ幸いです。

なお、本書は、平成12年度に作成した「県民活動団体との協働に関するガイドブック」の改訂版として位置づけていますが、今後も、県内における協働事業の推進状況や協働事業を支える環境整備の進捗等を勘案し、必要に応じて改訂していきます。

---

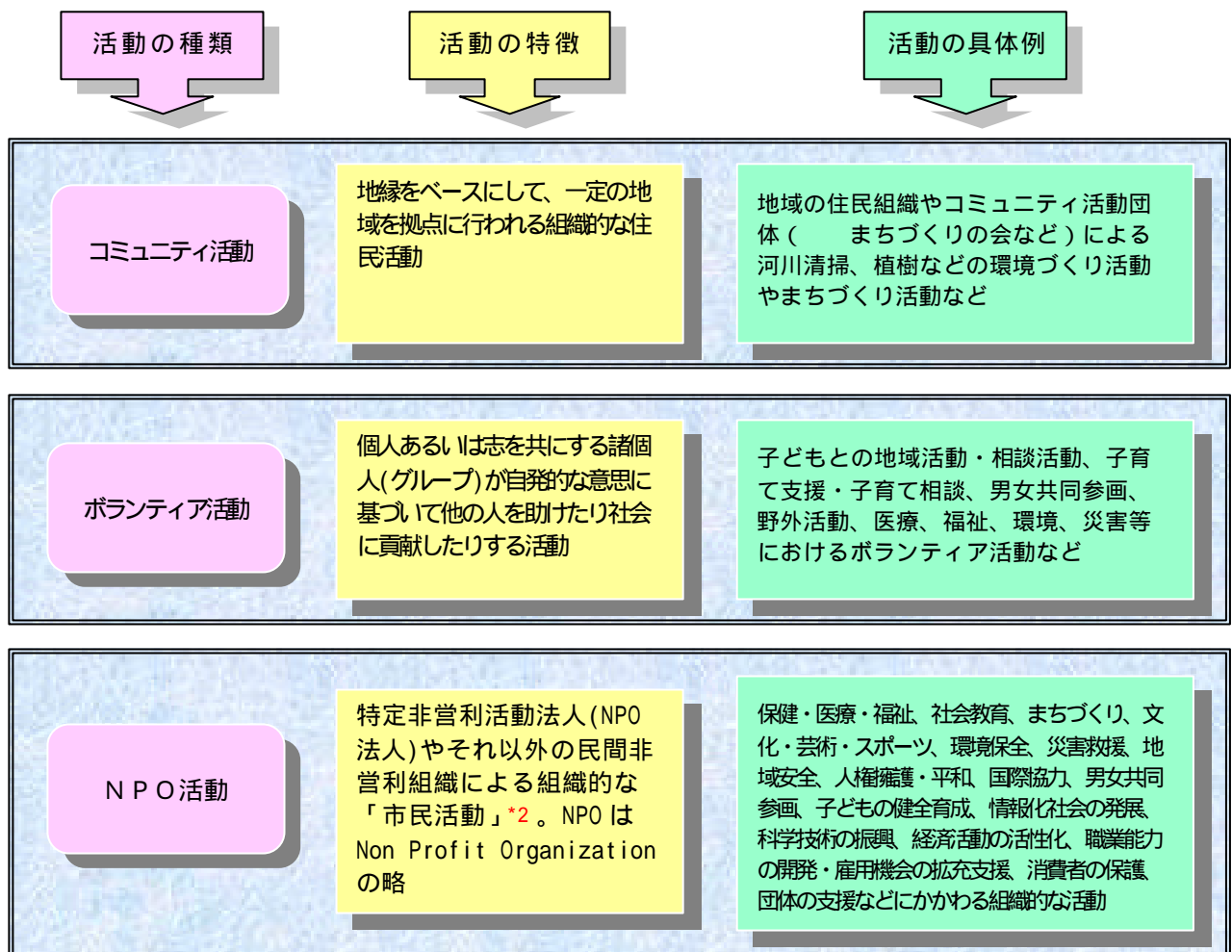
<sup>\*1</sup> 地方分権時代に適合した県づくりを、県民、市町村、県がともに力を合わせて進めていくため、現在、県が提唱している3つのキーワード。「自立」とは、行政も県民も、他に依存することなく「自らのことは自分で行う」という主体性と役割分担意識をしっかりと持つこと。「協働」とは、県民、市町村、県それぞれが持つ個性や特性を結集し、生かしあうことによって、総合力を高めていくこと。「循環」とは、自立・協働により生み出された地域資源や、地域で様々な活動をしている人の力を、地域内で効果的に循環させることにより、新たな価値を創り出していくこと。

## 県民活動と県民活動団体

県民活動や県民活動団体については、県民活動促進基本計画で定義していますが、再度説明します。

### 1 県民活動とは

県民活動とは、「営利を目的としない県民の自主的・主体的な社会参加活動で不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動」です。  
具体的には下図のような活動をいいます。



\*2 「市民活動」とは、自立した諸個人（「市民」）による公益を目的とした非営利の自主的・主体的な社会参加活動を指す言葉として、一般的に用いられている。「市民活動」の主体となる組織・団体が「市民活動団体」である。

## 2 県民活動団体とは

組織的かつ継続的に県民活動を行うことを主たる目的とする団体であって、その活動が下記のいずれにも該当する団体

### 宗教・政治活動を主たる目的としない活動

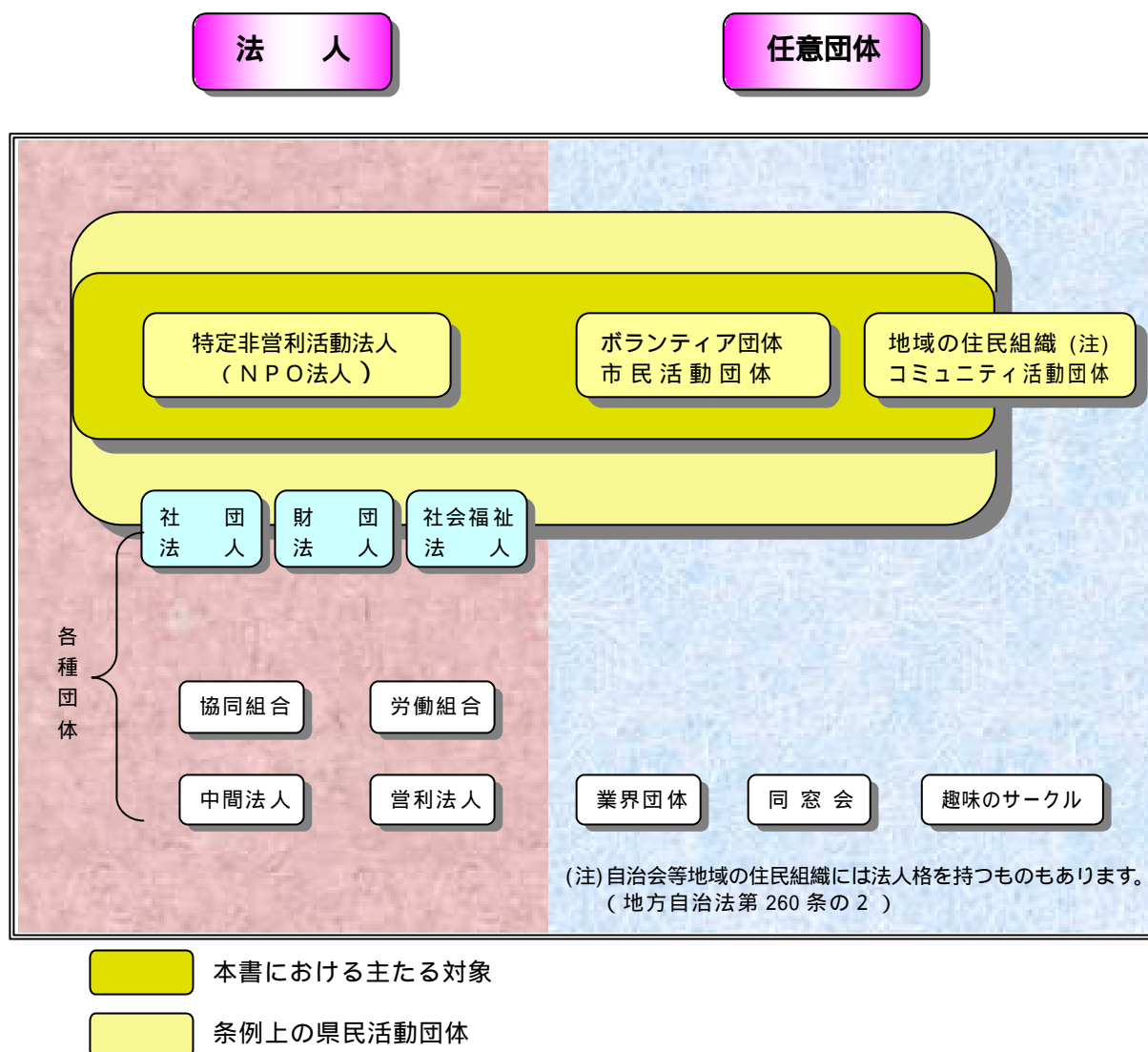
### 選挙活動を目的としない活動

### 営利を目的としない活動

- 「組織的かつ継続的」というのは、団体としての定められたルールがあり、一過性の活動ではないことを指します。
- 主たる目的が県民活動であっても、従たる目的に「選挙活動」があれば、県民活動団体には入りません。
- 営利を目的とする活動が伴う場合も県民活動団体とはみなしませんが、活動を維持するための収益活動は、ここでいう営利ではありません。（ P 5 参照）
- コミュニティ活動の場合、「自治会や町内会も県民活動団体ですか」という質問が時々ありますが、主たる活動が県民活動かどうか、すなわち、特定の会員の利益や便宜等を目的とした共益的な活動ではなく、不特定多数の人々に利益をもたらすような自主的・主体的な活動がその会の活動の中心となっているかどうかで個別に判断してください。
- もちろん、県の定義する県民活動団体にあてはまらない団体であっても、県民活動に理解を示していただき、積極的に取り組んでいただきたいことはいうまでもありません。

### 3 本書で対象とする県民活動団体の定義

「山口県県民活動促進条例」においては、公益法人や社会福祉法人も県民活動団体として広くとらえていますが、本書においては、「山口県県民活動促進基本計画」における県民活動団体の定義と同一とし（下図）、NPO法人、法人格のないボランティア団体や市民活動団体、地域の住民組織、コミュニティ活動団体との協働について記述しています。



なお、本書は、行政職員が協働事業を円滑に進めるための留意点等を盛り込んだガイドブックを目指していることから、県民活動団体と行政との協働、即ち組織対組織の協働を中心に記述していますが、個々の県民が政策提言等を通じて、広く行政運営に参画していくことも協働の一つであり、基本計画に沿って積極的に進めていくべきであることはいうまでもありません。

## 4 営利を目的としない活動（非営利活動）とは

県民活動団体には、無償性、奉仕性の高いボランティア団体から収益事業を行うNPO（法人だけでなく組織的に活動を行う任意団体も含む）まで包含しており、また、団体の規模にしても少人数のグループから、多数の会員を擁し法人格を持つ団体まで多様な形態があります。

これらの県民活動団体は、いずれも地域課題等を解決するため、それぞれのミッション<sup>\*3</sup>に基づいて活動している非営利活動団体ですが、ここでいう「非営利活動」とは、事業を実施して得た利益を会員や関係者で分配しないという意味であり、事業による収入を得ないという意味ではありません。県民活動団体が安定的・継続的に組織を運営するために、サービスの対価を得て事業を実施したり、本来の事業以外で収益事業を実施することは「営利活動」には当たりません。

## 5 ボランティア活動とNPO活動

### （1）ボランティアとNPOの関係

ボランティアもNPOも自主的・主体的に社会貢献活動を行う点では同じですが、一般に、ボランティアは個人、NPOは組織のイメージと置いていいでしょう。

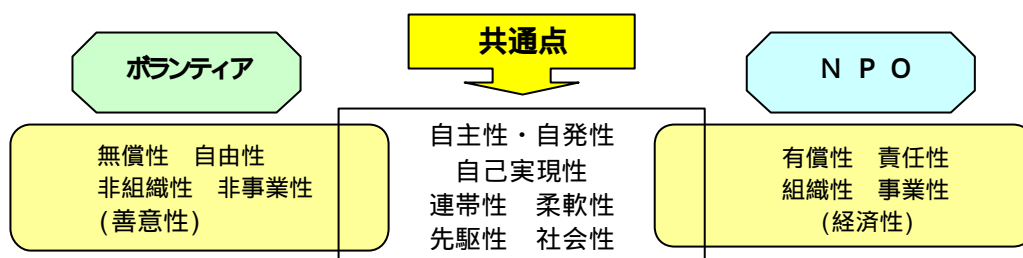
個人のボランティアが集まり、会の名称を決め、活動回数も定期化してくると、ボランティアグループなどと呼ばれるようになります。さらに活動が活発化して、会則を定め、事務局を設置し、代表者や役員を置いて会の運営を総会や役員会で決定するなど、組織的な活動形態が整えられると、その活動団体はNPOの範疇に入ると考えられます。

ボランティアは、個人が個人の責任の範囲で活動を行いますが、NPOになると、組織のマネジメント能力も重要な課題となってきます。もちろんNPO活動がボランティア活動の上位にあるということではありません。組織的な活動と個人ベースの活動のどちらを選ぶかは、県民の自由な意思による選択の問題です。

なお、NPOは必ずしもボランティア活動から出発したものばかりではなく、立ち上がり当初から組織化された団体を結成するところも増えています。そのようなケースも含め、NPOはボランティアとしての会員や協力者が参加することによって、活動が成り立つ場合が多いといえます。

NPOは、参加するボランティアにとっては、生きがいや自己実現の場であり、NPOにとっては、ボランティアは、NPO活動を支える原動力としての役割を担っています。

《参考図》



出展：松下啓一著「自治体NPO政策」

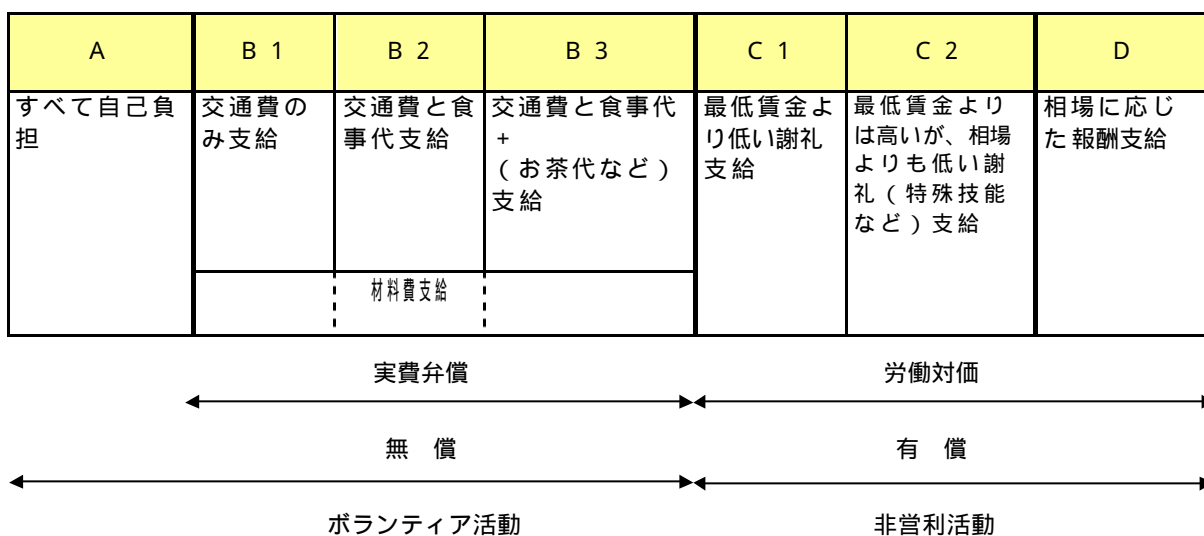
<sup>\*3</sup> 使命感、目的意識

## (2) 活動の無償性と有償性

一般には、「ボランティア」という言葉は「無償性」と結びついて考えられることが多いですが、有償ボランティアという言葉が使われることもあります。この場合、「有償」の定義については、必ずしも明確とはいえませんが、下図のように、実費弁償の範囲であれば「無償」、労力に対する報酬（労働対価）を受け取る場合は「有償」と捉える考え方があります。

労働対価を得て行う活動の場合は、ボランティア活動ではなく非営利活動として整理する方が考えやすいと思われます。収益事業を行うNPO活動はこれに該当します。

《参考図》市民活動における費用負担



(出典：ボランティア白書2001)

## 6 コミュニティ活動について

本書では、コミュニティ活動を「地縁をベースにして、一定の地域を拠点に行われる組織的な住民活動」と定義しています。地域の住民組織やコミュニティ活動団体(まちづくりの会など)による河川清掃、植樹などの環境づくり活動やまちづくり活動などが考えられます。

地域の住民組織としては、自治会・町内会をはじめ地域の女性や高齢者のグループ等がありますが、これらの団体が共益的な活動よりも県民活動を主たる目的としている場合は「県民活動団体」と位置づけています。

地域の住民組織やコミュニティ活動団体も、組織的な活動形態が整えられていれば、NPOの一つであるといえますが、地方分権の進展とともに、自立的な地域運営能力への関心や期待が高まり、地域の自然環境・生活環境、文化財等の保全や、子育て、地域福祉、生涯学習、公共施設の管理・運営など様々な領域において、コミュニティを基盤にした組織的(NPO型)活動の意義が、今後、益々大きくなるものと予想されます。

## 7 県民活動団体の特性

県民活動団体は、一般に下記のような特性を有しています。

### (1) 自主性・主体性

県民自らの価値観に基づいて自主的・主体的に取り組むことから、行政の方針等にとらわれずに独自に活動することができる。この自主性・主体性はすべての県民活動に共通する基本的な特性である。

### (2) 多様性

様々な能力を有する県民が広範な分野で自主的・主体的な活動に取り組むことにより、多種多様な社会サービスが提供され、受益者の選択肢が広がる可能性がある。

### (3) 先駆性

法整備等の遅れから、行政では対応しにくいような新しい社会的課題にも先駆的に取り組むことができる。こうした先駆的な活動が社会的な理解を得て制度化されることもある。

### (4) 即応性

制度的な枠組みや公平性よりも、活動の実践者として「臨機応変」「迅速」を重視する場合があります、時宜に即応した機動性のある活動を行うことができる。

### (5) 専門性

専門分野の人材が集まって団体を作ることもあるが、自主的・主体的な活動が継続的に行われることによって、その活動分野における実践的・専門的な知識が蓄積され、社会的課題に対する専門的な取組みが可能となる。

### (6) 地域性

活動の場が生活空間と近接していることが多いため、縦割りの行政区域や行政分野にとられることなく、地域の課題解決に取り組み、地域ニーズに沿った社会的サービスを提供することができる。

### (7) 当事者性

県民活動団体には、その団体が取り組む社会的課題の当事者が含まれていることが多いため、課題解決にあたっては、当事者の視点に立ったきめ細かい活動を行うことができる。

## 8 県民活動団体に期待される役割

県民活動団体は県民の自由な意思に基づく活動ですが、同時に多くの社会的な役割が期待されています。組織性が高い団体ほど期待度も大きくなるといえるでしょう。

### (1) 県民の社会参加の機会提供

県民活動は、県民が個性や能力を発揮して社会参加する絶好の機会であり、県民活動団体は、その自己実現の場としての役割が期待されています。

### (2) 公共的、社会的サービスの提供

県民活動団体は、行政や企業とは異なる特性を持つことから、行政や企業の発想になかった新しい領域のサービスや県民の多様なニーズに対応し、きめ細かな公共的、社会的サービスを供給していく源として期待されています。

### (3) 県民主体の地域社会の形成

地方分権が進む中、豊かな地域社会を創造していくためには、地域のことは、地域の自己責任で取り組んでいくことが求められており、そのためには行政や企業だけでなく、課題の解決に向けて行動する県民の主体的な参加が必要です。県民活動団体は、そのような意思や意欲を持って行動する県民をつなぐ組織として期待されています。

### (4) 新しい雇用の受け皿

県民活動団体、特に組織化された団体であるNPOは、新しい雇用の受け皿としても期待されています。

### (5) 新しいコミュニティの機能

旧来から地域社会を支えてきた地縁を中心とした従来型のコミュニティは、社会環境が変化する中で、地域住民を結びつけ、連帯させる機能が低下しつつあります。県民活動団体は、それを補完したり、新しいコミュニティ形成の担い手となる役割が期待されています。



## 9 特定非営利活動法人（NPO法人）制度の概要

### （１）法制定の経緯

阪神・淡路大震災におけるボランティアの活躍をきっかけとして、平成10年12月に、NPOの自由で健全な活動を促進し、公益の増進を図ることを目的として、できるだけ簡単な手続きで法人格を付与する「特定非営利活動促進法（NPO法）」が施行されました。なお、平成15年5月に一部改正が行われています。

### （２）特定非営利活動

特定非営利活動とは、次のAとBの両方に該当する活動です。

**A 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものであること**

**B 次に該当する活動であること（NPO法第2条（別表）に掲げる活動）**

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 5 環境の保全を図る活動
- 6 災害救援活動
- 7 地域安全活動
- 8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 9 国際協力の活動
- 10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 11 子どもの健全育成を図る活動
- 12 情報化社会の発展を図る活動
- 13 科学技術の振興を図る活動
- 14 経済活動の活性化を図る活動
- 15 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 16 消費者の保護を図る活動
- 17 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (3) NPO法人になる要件

NPO法により法人格を取得することが可能な団体は、次の要件を満たす団体です。

- ア 特定非営利活動を行うことを主な目的とすること
- イ 営利を目的としないものであること
- ウ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
- エ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること
- オ 宗教活動や政治活動を主たる目的としないこと
- カ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと
- キ 暴力団でないこと。暴力団又はその構成員等の統制下にある団体でないこと
- ク 10人以上の社員（正会員など総会で議決権を有する者）を有するものであること

### (4) NPO法人の運営上の主な留意点

#### 情報の公開

NPO法人の事業報告書などの書類は、利害関係人が閲覧できるよう主たる事務所に備え置かなければなりません。

#### 会計の処理

NPO法人の会計は、正規の簿記の原則に従って記帳された会計簿に基づき、収支や財産状態の真実な内容を明瞭に表示していなければなりません。

#### 総会の開催

NPO法人の事務は、定款で理事等の役員に委任しているもの以外は、総会の決議に基づいて行わなければなりません。なお、総会は少なくとも年1回、必ず開催しなければなりません。

### (5) NPO法人の「その他事業」

NPO法人は、活動の資金や運営費の経費に充てるため、特定非営利活動の事業に支障のない範囲で収益事業を行うことができます。

### (6) NPO法人の所轄庁

NPO法人の所轄庁は、その事務所が所在する都道府県の知事ですが、複数の都道府県に事務所を設置している法人の所轄庁は、内閣総理大臣となります。

## (7) 認証申請手続等

### 提出書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、議事録の謄本、事業計画書、収支予算書等

### 認証基準

設立の手続並びに申請書及び定款の内容が法令に適合していること

法人の定義・要件に適合していること

### 事務処理期間

所轄庁は認証申請を受理してから2か月間申請書を縦覧に供し、縦覧期間後2か月以内に認証又は不認証の決定を行います。

## (8) NPO法人に求められるもの

市民が行う自由な社会貢献活動は、行政による監督ではなく、市民によってチェックされることが望ましいとの考えから、NPO法ではNPO法人の情報公開を義務づけています。

NPO法人は自らの活動を積極的に市民に明らかにし、幅広い信用を築き上げることであり、市民の支援を受けて活発な社会貢献活動を行っていくことが期待されています。

## 本県における協働の基本的考え方

### 1 協働の定義

本県では、県民活動促進基本計画において、協働を次のように定義しています。

**相互の存在意義を認識し、尊重しあい、相互にもてる資源を出しあい、対等な立場での共通の目的を達成するため、お互いに協力すること。**

### 2 協働の必要性

これまでの社会では、公共サービスの提供については、その多くが行政の手に委ねられてきました。

しかし、社会的課題や多様化、複雑化する県民のニーズに、行政だけできめ細かく対応していくことは、公平性や平等性を原則とする行政の限界や、財政、組織面での制約などから次第に難しくなっています。

また、民間企業は、市場を通じて県民に様々なサービスを提供しており、その行動も行政に比べて自由で機動性に富んでいます。企業の行動原理は利潤の追求にあることから、例えば県民ニーズがあっても利潤につながらない場合はサービスの提供が行われないこととなります。

一方、県民が主体となった県民活動団体によって、その特性を生かした様々な社会貢献活動や公共サービスの提供が行われ、また、地域や生活の場に密着した課題や県民の意見を踏まえた政策提言・問題提起が行われるなど、県民主体の地域づくりにあたって、県民活動団体が重要な役割を担いつつあります。

このため、「県民にとってより良いサービスを提供できる主体は誰か」という観点から、公共サービスの提供のあり方を見直す必要が生じていますが、これを実現するための方法として「県民活動団体との協働」があります。

「県民活動団体との協働」は、行政の目的というより、県民の利益を考えた上で、行政目的を達成するための方法の一つですが、「第三の分権」<sup>\*4</sup>を推進し、県民参加型の新しい県づくりを行うために極めて重要な意義を持つことから、施策や事業の立案、実施にあたっては、県民活動団体との協働の可能性について、十分検討する必要があります。

<sup>\*4</sup> 正式な行政用語や法律用語として確立されたものではないが、一般に国から地方自治体への権限委譲を「第一の分権」、地方自治体間（都道府県から市区町村へ）の権限委譲を「第二の分権」と位置づけ、地方自治体から住民や市民活動団体への権限委譲を特に「第三の分権」と表現する場合が多い。

### 3 県民活動団体と行政が協働する意義と効果

県民活動団体と行政が協働することによって、以下のような意義や効果があります。

公権力の行使や法令等で行政が行うことが決められている場合など行政自らが実施すべきこと以外は、協働の視点に立って見直すことが重要です。

#### (1) 県民参加の促進

多様な能力を有する県民によって組織された県民活動団体が行政施策の立案や実施に参画し、様々な角度からの考え方が行政施策に反映されることは、それまで行政が担ってきた役割への県民参加を促進し、「自助・共助・公助」<sup>\*5</sup>の考え方に基づく自己責任・自己決定を基調とした、新たな社会の形成につながります。

県民活動団体が、行政との協働を通じて、活力ある地域社会を支える担い手として機能していくことにより、広く県民の間に自治の意識が高まり、県民主体の地域社会の形成が図られます。

また、行政としても、県民参加を求めるにあたって、一層の情報公開の必要が生じるなど、開かれた行政が推進されます。

#### (2) 公共サービスの向上と行政のスリム化

県民の価値観が多様化し、県民の求めるニーズの種類や量も多くなっている中で、厳しい財政環境から、行政のみで全ての県民ニーズを満足させることは困難になりつつあります。

一方、県民活動団体は、利潤追求を目的としていないことから、業務内容によっては、行政や民間企業に比べて低いコストでサービスを提供したり、同じコストでも質の高いサービスが提供できる可能性もあるなど、県民活動団体との協働を推進することで、スリムで効率的な行政運営を実現することが期待できます。

すぐには経費の節減につながらない場合でも、施策や事業への新しい発想の導入等により、既存の行政システムが見直され、結果として行政の効率化が図られることも考えられます。

また、県民活動団体の構成員は県民であり、サービスを受ける立場でもあることから、地域の県民ニーズを把握している場合が多く、サービスを受ける立場に立ったきめ細かなサービスの提供が期待できます。

地域の課題解決に自主的・主体的に取り組む県民活動団体の役割が高まっていくことに

---

<sup>\*5</sup> 地方分権の時代において、豊かな地域社会を創造していくためのキーワードのひとつ。自ら解決できることは自ら行うことを「自助」、お互いが助け合って問題解決を図ることを「共助」とし、この2つを基本に、公がサポートすることを「公助」としている。

よって、行政への依存傾向が弱まる一方、行政が提供する公共サービスのあり方そのものが見直されていくこととなります。県民活動団体と行政とが、それぞれの特性を生かした、効果的で質の高いサービスが提供されることにより、県民の満足度が向上します。

### (3) 県民活動団体の活動促進

県民活動団体は、活動を通じて得られた問題意識や地域住民との関わりなどから、問題提起や政策提言を行うなど、県民の代弁者的な役割を担い、課題解決にあたって大きな役割を果たすことができます。

行政との協働によって、活動の目的や理念をより効果的に実現する場が得られ、また、協働の形態によっては、会計処理や事業報告等を県に対して行う必要から、マネジメント能力や事務処理能力の向上にもつながります。

その結果、活動の場が広がるとともに、社会的理解や評価が高まるなど県民活動団体自体の活動の広がりや成熟も期待できます。

## 4 「外部委託推進ガイドライン」との関係

### (1) 外部委託推進ガイドラインについて

県においては、厳しい財政状況や景気雇用情勢を背景とした行政運営の一層の効率化と新たな雇用創出の観点から、また、地方分権の時代にふさわしい新たな県づくりに向けた県民活動団体との協働の推進の観点から、全庁的に事務事業の外部委託を積極的かつ計画的に推進するための指針として、平成14年10月に「外部委託推進ガイドライン」を策定しています。

このガイドラインの中では、取組みの方向として、「県民ニーズが多様化する中、県が直接実施するよりも、県民活動団体のきめ細かな専門的・先駆的な取組みや団体間のネットワークなどを活用した方が、効果的・効率的に目標を達成でき、県民サービスの向上が見込まれる業務については、対等なパートナーであるとの認識の下に、県民活動団体への委託を積極的に推進するものとする。」と定めています。

本書では、協働の一つの形態である「委託」について、このガイドラインを踏まえ、より具体的に検討します。

### (2) 委託事業における公益法人や民間企業等との関係

外部委託推進ガイドラインにおいては、県が直営で実施する場合と民間に委託する場合とを比較・検討し、委託の適否を判断することに主眼が置かれており、委託先として県民活動団体を選ぶ場合の考え方としては、上記(1)以上に詳細な説明はしていません。

行政が事業を委託する場合、委託先としてNPO法人やボランティア団体などの県民活動団体との協働という観点から検討することは重要なことですが、「県民にとってよりよ

いサービスを提供できる主体」は誰かという視点から、公益法人等や民間企業も含めて検討する必要があることはいうまでもありません。

行政が県民活動団体との協働事業を検討していく上で、この「県民にとってよりよいサービスを提供できる主体」を考えると、「財政効率」という点を重視すれば、民間企業に委託した方が良い場合や県民活動団体と民間企業が共に候補となる場合も考えられます。例えば公共施設等の管理業務や技術的・専門的な講座の開催、各種の調査事業などはこれにあてはまる場合があると思われます。また、特殊な技術力や設備を要するもの、厳格な保安基準等があるものなど、特殊性のある事業についてもこの範疇に入る場合が多いでしょう。

しかし、これらの事業であっても、財政効率等よりも、むしろ、事業を通じた県民参加や県民自治<sup>\*6</sup>の促進といった効果を重視する場合には、県民活動団体との協働を優先すべきであると考えられます。例えば、河川や道路の管理業務の一部を民間に委託する場合、環境への住民の関心を高め、流域や沿線でのコミュニティづくりを推進する観点から、委託先を公益法人や企業ではなく、地域住民組織やNPO等に決めるような場合などが考えられます。

個々の事業においてどちらの効果や目的を重視するかは、事業の目的や性格を考慮した上で、個別に決定する必要がありますが、「なぜ、委託先に県民活動団体を選ぶのか」「なぜ、その県民活動団体を選んだのか」などの問いに対しては、明確な理由を説明できなければなりません。

これらを踏まえ、県事業を県民活動団体に委託する場合の考え方については、後述の「本県における協働推進方針」の中で示すこととします。

---

<sup>\*6</sup> 地方自治の本質は、地域のことは地域で考え、自ら解決し、それに対して自らが責任を持つことである。日本国憲法では、地方自治体の組織運営に関する事項は「地方自治の本旨」に基づいて法律で定めるとされている。「地方自治の本旨」とは、地方自治が住民から負託を受けた地方自治体の責任において運営されるということ（団体自治）と住民の参加によって運営されるということ（住民自治）から成り立つという考え方であり、そのどちらも欠くことのできないものである。本書においては、県民活動促進基本計画にならい、「住民自治」を「県民自治」と言い換えて使用している。

### 1 協働の基本原則

協働を進め、その効果を県民に供与するためには、行政及び県民活動団体の双方が、次に掲げる基本原則に立って、事業を実施する必要があります。

#### (1) 対等な関係

協働においては、行政と県民活動団体はお互いが上下の関係ではなく、横の関係を保つことに心がける必要があります。それにより、県民活動団体側に自己責任の意識が高まり、自主的・主体的な活動につながっていきます。

協働を進めるにあたっては、行政は、県民活動団体を支援する立場というよりも、県民活動団体と共に地域づくりを行っていく当事者であるという意識を持つことが大切です。

#### (2) 相互理解

行政と県民活動団体が、相互の特質や違いを理解した上で、果たすべき役割や責任分担等を明確にし、協働に取り組むことが必要です。

#### (3) 相互自立

一方に依存するのではなく、お互いに自立した関係を保つことが重要です。特に県民活動団体は、行政の支援に依存するのではなく、活動の自立を目指して協働を進めていく意識が必要です。

#### (4) 目的の共有

行政と県民活動団体は、互いに協働によって達成しようとする目的を共有し、合意形成を行いながら協働事業を実施することが重要です。

そのため、相互の情報を常に交換し合い、協働の目的を再確認しながら、それぞれの役割や責任分担等を明確にする必要があります。

#### (5) 情報の公開

行政は、協働についての社会的な理解を得るとともに、県民活動団体の参入機会を確保するため、協働で進めようとする事業についての情報公開に努める必要があります。

また、県民活動団体は、行政と協働事業を進めていく前提として、活動目的や活動内容、過去の協働実績等の情報を公開、提供していくことが求められます。



## 2 県民活動団体と行政が協働していく上での留意点

### (1) 行政の特性について

行政の業務は、単年度予算主義をとっているため、事業実施にあたっては、年度ごとに完結させることが原則となること。

行政の会計事務は、地方自治法と県及び市町村がそれぞれ定めている会計規則に則っており、それを逸脱した処理はできないこと。

行政としての判断が必要な場合は、迅速に対応することを旨とするが、公平性、平等性を常に念頭に置く必要があることや行政組織としての職制上のルールから、担当者判断では、すぐに決定できないこともありうること。

等は、協働事業を進める前に県民活動団体に十分理解してもらう必要があります。

### (2) その他、協働事業の実施について行政が留意すべきこと

このガイドブックには、協働についての留意事項をたくさん掲げていますが、その他にも下記のような留意点があります。

協働は、県民活動団体と行政がお互いの特性を尊重しながら、共に取り組むことで課題の解決を図るものです。県民活動団体の特性を生かすことができない事業についてまで、無理に協働を進める必要はありません。

県民活動団体には、活動の実践者として「臨機応変」に、「迅速」に対応するという特性があるため、事業の実施にあたっては、よりよい成果を求めて、当初計画にこだわらず、計画を変更することもあります。行政との協働事業の場合は、安易な変更は認められない場合が多いと思われませんが、ケースによっては、十分な協議を行う場を持つことも必要です。

協働事業の方法は、団体の活動目的や活動内容、組織としての成熟度などによって、様々な形態が考えられますが、特に、「委託」など県民活動団体側に公金を適正に執行する責任が生じる場合は、組織としての基盤がしっかりしているかが重要です。協働の相手方として選定する際には、会計処理能力や人員体制などの事業実施能力を十分確認する必要があります。

行政が協働事業を予算計上する場合、行政主催のイベントに住民ボランティアの参加・協力を募る場合と、県民活動団体に事業を委託する場合とでは、費用負担の考え方も協働の相手方の選定方法も異なってきます。事業の内容や性格等に応じて、個々に検討すべきですが、特に委託事業等の場合は、「県民活動団体の人件費は安いのが当然である。」という考え方は改め、人件費等は適正に見積もる必要があります。

### (3) 協働事業の実施について県民活動団体が留意すべきこと

本書は、行政職員向けのガイドブックですが、県民活動団体が留意すべき事項についても、以下に基本的なものを掲げます。なお、行政側からみた留意点は、視点を変えれば県民活動団体が協働していく上での留意点として参考となる場合もあります。

#### 情報の公開・提供

協働事業を進めていくにあたって、行政側は、どのような県民活動団体がどのような活動をしているのかという情報を知りたいがっています。また、協働する相手となる県民活動団体は、できる限り多くの県民の支持と参加を得て活動しているところほど、協働の効果も期待できます。このため、県民活動団体は、自らの活動の目的や使命を常に明らかにし、組織や財務状況等団体運営に係る情報を行政を含めた県民に積極的に公開・提供するとともに、取り組んでいる事業の内容や成果等についても、情報発信していくことが重要です。情報誌の発行やインターネットの活用などを通じて、多くの県民に情報を提供することが望まれます。なお、県民活動支援センターをはじめとする県民活動支援拠点（P24参照）等への登録も情報の公開や提供に役立ちます。

#### 業務遂行能力について

行政側の留意事項にも掲げていますが、行政が協働相手の県民活動団体を選ぶときの重要な視点として、業務遂行能力の確認があります。事業を確実に実施するためには、組織体制を整備することと併せて、資金調達を含めた事業計画を策定でき、また、契約事務や報告書の作成などの実務能力やノウハウ等を有することが必要となります。県民活動団体ならではのネットワークも役立つでしょう。経営基盤の強化や実務能力の向上、事業を支える人材の育成などに積極的に取り組むことが大切であり、そのような団体が数多く育つことが協働の推進に大きな追い風となります。

#### 専門性の向上

行政が県民活動団体に期待するものの一つに、個々の活動分野における専門性があります。県民活動団体は、日々の活動や自己研鑽を通じて、さらに専門能力を蓄積し、企画立案能力や業務遂行能力などを高めていくことが大切です。専門的な能力を蓄積していくことによって、地域の課題への多様な提案を行うことができ、また、行政との新たな協働を生み出す源ともなります。

#### 自主性・主体性の確保等

県民活動団体の運営が行政からの資金援助に支えられるような関係が恒常的に続くことは、自らの社会的使命や自主性・主体性を損なうおそれがあります。事業の組み立てや進め方を常に点検し、行政との緊張関係を保つように努めることが必要です。また、行政との協働事業を進める団体が他の団体より優れているということではないことにも留意が必要です。行政との距離において、自主的・主体的に活動する団体も数多くあり、そうした団体と比べて行政と協働する団体が特別扱いを受けるわけではありません。協働はこれからの県づくりに重要ではありますが、協働相手の県民活動団体に特別な権利や優位性を付与するものではなく、また、時限性のある関係であることを理解する必要があります。

### 1 基本的な考え方

- (1) 第三の分権を推進し、県民参加型の新しい県づくりを行うために、県民活動団体との協働は極めて重要な意義を持つことから、施策の立案や事業実施にあたっては、県民活動団体と協働できるかどうかを常に念頭に置く必要があります。
- (2) また、公共サービスの中には、本来、行政でなければならない領域のものから、民間で実施した方がよりよいサービスが期待できる領域のものまで、幅広い事業や業務がありますが、そのための資金は、主として「税」を通じて行政に集められています。
- 第三の分権を推進するためには、事業や業務のうち、可能なものについては民間の手に委ねることにより、行政に集中する公的資金を民間に再配分し、民間活力を活用して効果的・効率的に事業や業務を実施していくことも必要です。
- 「県民活動団体との協働」のうち、「委託」や「補助」等の事業形態は、この民間への資金の再配分の一つと考えられますが、協働それ自体は行政の目的というよりも、受益者たる県民の利益を考えた上で、県民にとってより良いサービスを提供できる主体は誰かという視点からの行政目的を達成するための選択肢の一つであるといえます。
- (3) したがって、当面は、第三の分権を推進し、県民参加型の新しい県づくりを行うために、県民にとってより良いサービスを提供できる主体は誰かという視点から、県事業のうち、県民自らが地域づくりや地域課題の解決に積極的に関わっていく必要があります。かつ、先駆性、即応性、専門性、当事者性など県民活動団体の特性や団体間のネットワークを生かすことができるような事業を「協働に適した事業」として位置づけ、県民活動団体が公共サービスの担い手の一つとして、社会に根付くまでの間、本ガイドブックに基づいて、県民活動団体と県との協働を積極的に推進します。

### 2 県と市町村の役割分担

- (1) 協働事業として県が取り組むべきか、市町村が取り組むべきかの判断は、各施策分野における県と市町村の事業分担の考え方に基きますが、基本的な考え方としては、県は広域自治体として、全県に効果を波及させる必要のある事業や市町村では実施が困難な専門性の高い事業等に主として取り組むこととします。
- (2) 県の事業所管部局（課・室）は、担当分野における施策展開にあたって、個別事業が「協働に適した事業」に適合するかどうかを検討の上、協働を進めてください。
- (3) また、地域性が強い事業や施策の効果が市町村の範囲内の事業については、市町村が当事者となって実施することが期待されるため、市町村においては、県の推進方針を参考にし、地域の実情に応じて推進方針を定める等により、協働を進めていくことが望まれます。

### 3 委託事業における民間企業等との関係について

- (1) 県事業の委託先を検討する場合、県民活動団体がよいのか、民間企業や公益法人等がよいのかの判断については、「県民にとってよりよいサービスを提供できる主体」は誰かという観点から、検討する必要があります。
- (2) 「県民にとってよりよいサービス」が何であるかは、事業の目的や性格によって異なり、大きくは下記に二分されると考えられます。

事業目的の達成のために、事業完了までのプロセスよりも、財政効率や事業の特殊性（高度な専門性や保安基準等特別な要件を充たす必要のある場合等）を踏まえたサービスの内容（すなわち、発注者の要求に対し、いかに低廉な価格で要求されたサービスを提供できるか）を重視し、民間委託はそのための手段と考える場合

財政効率等を度外視するものではないが、むしろ、事業のプロセスを通して「県民参加」「県民自治の促進」「コミュニティ形成」といった県民活動団体に委託することによって生じる効果（サービスを受けるだけでなく参加することによって社会的連帯を強め、互助や自治の機能を促進するといった効果）を重視する場合

- (3) の場合は、民間企業等に委託した方がよい場合や県民活動団体と民間企業双方が候補となる場合があります。この場合は、従来からの委託事業に馴染むものであり、県民活動団体が受注したとしても、「協働」とは言い難いでしょう。
- (4) の場合は、県民活動団体との「協働」の観点から委託を考えるべきであり、委託先の選定方法についても、公募提案方式を取り入れるなど「協働」を意識した進め方が望まれます。
- (5) 県民活動団体への事業委託が可能な例としては、サービスの企画・提供（相談事業、情報提供事業、研修の企画・実施、普及啓発事業、イベントの企画・運営）、公的施設の管理運営、公的施設における事業の企画・実施、各種の調査・研究などが考えられますが、実際に委託を検討する場合は、上記（1）～（4）の考え方を踏まえて判断してください。

## 4 協働に適した事業

県民活動団体と協働を進めていくべき「協働に適した事業」とは、上記協働推進方針1～3を踏まえた上で、下記により判断することとします。

原則として、

《視点 》からの検討の結果、協働が必要であると判断される事業で、かつ、《分野 ~ 》のいずれかに合致する事業とする。

### 視 点

協働事業の選定に際しては、行政が事業を実施するにあたっての一般的な視点のほか、次のような視点を加えて考えること。

#### 行政課題の解決にあたって、県民活動団体との協働が必要か。

- 行政が自ら考え自ら実施すべき事業ではないのか
- 民間企業等でも事業実施が可能ではないか。その場合であっても、県民活動団体との協働を優先させることが施策目的に合致するか（特に委託事業の場合）
- 事業を遂行できる県民活動団体が存在するか 等

#### 県民活動団体の特性やノウハウ等が活かせる事業か。

- ニーズに対する多様なサービスの提供
- 新たな課題に対する創造的で先駆的な取り組み
- 社会の変化に対する柔軟で機敏な対応
- 活動に裏付けされた専門性
- 県民の声を集約した問題提起、政策提言
- 当事者性を活かしたニーズに適応したきめ細やかな対応
- 県民活動団体間のネットワーク 等

## 分野

### 多くの県民参加を可能にする事業

- イベント、啓発事業等の企画運営等

### きめ細かく柔軟な対応が求められる事業

- 個々の県民ニーズに合わせて実施する必要がある事業

### 県民が当事者性を発揮し、主体的に活動する事業

- 県民活動団体が自ら受益者の立場にもなり得るような当事者性が発揮でき、県民に身近なサービスが提供できる事業

### 県民活動団体の活動分野における経験に培われた専門性が発揮できる事業

- 環境、福祉、情報など特定の分野で活動するそれぞれの県民活動団体が、活動で培われた専門性を発揮できる事業

### 広域的に実施すべき事業をモデル的に実施する事業

- 県全域や広域で実施することが必要な事業について、モデル的に事業区域を限定して行う事業

**これまで行政が取り組んだことのない先駆的な事業**

- 県がこれまで取り組んだことのない事業で、県民活動団体のもつ先駆性に期待して行う事業

**公的施設の運営・事業企画に関する事業**

- 県民活動団体のもつ斬新な発想、ノウハウ等を生かして、利用者の満足度の高い施設運営が期待できる事業

**即応性が求められる事業**

- 災害時等において、迅速な対応が必要な事業で、即応性、機動性のある県民活動団体と協働することで効果が期待できる事業

**新たな公益性や潜在化した公益性を発見する事業**

- 県民活動団体からの提案等により、新たな公益性や潜在化した公益性を見い出し、事業化する事業

### 1 団体情報の提供、県事業情報の提供

#### (1) 県民活動団体情報の提供

県が協働事業を進めるためには、活動目的や活動内容が協働事業に合致している県民活動団体が存在していることが前提となります。このため、県民活動推進室、やまぐち県民活動きらめき財団、県民活動支援センターが連携し、他の県民活動支援機関<sup>\*7</sup>・県民活動支援拠点<sup>\*8</sup>等の協力を得ながら、県との協働を念頭に置いた団体情報の充実を図ります。

#### (2) 県事業情報の提供

県民活動団体が政策提案をしたり、協働事業の準備をしていく上で、県の施策や事業の情報を知ることは大変重要です。

県の広報誌や県庁ホームページを活用した情報提供以外に、県民活動支援センターのホームページ（県民活動スーパーネット）や情報誌等への掲載も可能ですので積極的な利用をお願いします。

#### 県民活動団体情報の収集、県事業情報の提供に・・・

- 県民活動スーパーネットを御利用ください。

<http://www.kenmin.pref.yamaguchi.jp/>

- NPO法人の一覧は、県庁ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.yamaguchi.jp/gyosei/kenmin/npo/5npo.htm>

<sup>\*7</sup> 県民活動の支援を主たる業務・事業の一つとしている組織・団体等のうち、行政機関、民法第34条公益法人（財団法人、社団法人）、特別法に基づく法人（社会福祉法人等）。県民活動に関する助成事業等、主として事業を通じた支援を実施。

<sup>\*8</sup> 県民活動を支援することを主たる業務の一つとしている拠点施設（公設、民設を問わない）。情報収集提供機能、相談・仲介機能、交流・連携機能、利用者用スペースや機器の設置等、主として県民が直接利用できる機能を有する。



## 2 協働事業の検討

### (1) 協働推進方針に基づく検討

#### 既存事業の見直し

従来から、予算編成作業段階において、協働の視点に立った検討は行われていますが、本書「協働推進方針」に沿い、再度、既存事業について、これまでの政策提言や県民のニーズ等も踏まえ、県民活動団体と協働した方がより良い効果が得られるかどうか予算編成時期までに事業所管部局（課・室）で見直しを行うこととします。なお、できる限り、下記「情報交換・意見交換」の実施を検討しましょう。

#### 新規事業の検討

新規事業については、下記「情報交換・意見交換」を積極的に実施し、県民活動団体からの意見や提案等を踏まえながら内容を検討しましょう。

### (2) 検討体制

県民活動推進本部に属する各部局（教育委員会、警察本部を含む。以下同じ）ごとに検討を行います。個別事業の検討は各事業所管課が実施し、部局ごとの取りまとめや県民活動推進本部内での諸調整は、幹事課（1部局内に複数の幹事課がある場合は主管課）が行います。

## 3 県民活動団体からの提案等に基づく検討

### (1) 情報交換・意見交換の実施

#### 県から呼びかける場合

- ・ 新規施策・事業等を検討する場合で、県民ニーズの把握や、県民活動団体の自由な発想に基づく意見など、様々な角度から検討していく必要がある場合には、県民活動団体との情報交換や意見交換を行うことが効果的です。
- ・ また、既存事業についても協働推進方針による見直しや検討を行う場合、県からの既存事業の内容を示した上で、県民活動団体との情報交換や意見交換を行い、「県民参加や県民自治等の観点から県民活動団体との協働を考えていくべき事業か」「県民活動団体の特性を生かせる事業か」等、協働推進方針に適合するかどうかを検討するための場としても有効であると考えられます。
- ・ すなわち、ここでいうところの情報交換や意見交換の目的は、  
    ) 県の施策や事業について、事業所管部局（課・室）が協働化の可能性を探り、協働推進方針に基づいた判断を行うための検討の場

）協働推進方針に基づいて、協働事業として進めようとする場合の、事業の方向性を見いだす場

という点にあります。

- ・ 予算確保前の時期に、特定の県民活動団体と事業の詳細について協議していくことは、事業実施時における団体の選定の際に、公平性・公正性の観点から問題が生じる恐れがありますので、情報交換・意見交換は、ニーズのくみ取りや協働事業の方向性をつかむためのものと考えた方がよいでしょう。参加される県民活動団体にも、そのことは十分了解してもらう必要があります。
- ・ 事業の詳細を県民活動団体と協議しながら検討していくことは、協働のあり方としては、ひとつの理想的な形と考えられますが、特に、委託事業の場合等、特定の団体への公金の支出が伴う場合は、慎重に対応する必要があります。予算確保後において、県民活動団体と事業の詳細を協議しながら検討していくことが可能な事業の場合に、公募等により特定団体を選定した上で、初めて可能になると思われれます。
- ・ したがって、一般的な委託事業等の場合には、事業の実施段階において、可能な限り県民活動団体と詳細を協議しながら事業を進めていくことが重要となります。
- ・ 情報交換や意見交換の実施については、事業所管部局（課・室）がこれまで独自に実施してきた方法のほか、県民活動支援センターを通じて、県民活動団体に参加を呼びかけ、参加を希望する団体と意見交換を行う方法も有効です。

県民活動団体から提案があった場合

- ・ 県から呼びかける場合以外にも、県民活動団体から提案があれば、県の事業所管部局（課・室）は、協働の可能性について適宜検討を行う必要があります。この場合、必要に応じ、情報交換や意見交換を行う場を設けてください。
- ・ この場合の基本的な考え方も上記と同様です。具体的な事業提案がなされ、それに基づいて県が事業化したとしても、提案を行った県民活動団体が事業実施団体に選ばれるかどうかは、公平・公正なルールに基づいて選定した結果によることを事前に十分理解してもらっておく必要があります。

情報交換・意見交換を行う場の設定

- ・ の場合とも、県民活動団体又は県の事業所管部局の要請があれば、県民活動支援センターが協働コーディネーターとなり、県の事業所管部局と県民活動団体が情報交換や意見交換を行う場を設けます。なお、制度が定着するまでの当面の間、県民活動推進室がコーディネーターの事務を補佐します。
- ・ この場合、情報交換や意見交換について、複数の団体を一同に集めて実施するか、提案があったつど個別に実施するかは、県民活動団体及び県の事業所管部局の意向を聴き、協働コーディネーターが調整します。

その他

- ・ 情報交換・意見交換の実施に伴う各部局内の調整は、県民活動推進本部の幹事課（1部局内に複数の幹事課がある場合は主管課）が行います。
- ・ 情報交換・意見交換の際に県民活動団体から提案のあった事項については、その後の施策や事業展開にどう反映されたのかを参加団体に後日説明する必要があります。反映できなかった場合もその理由を説明する必要があります。

## （２）その他の検討方法

- ・ 県民活動団体からの提案等を施策や事業に反映させる方法について、事業所管部局（課・室）が独自に進める場合もあると思われませんが、その場合も、県民活動支援センターの情報提供機能やコーディネート機能を十分活用してください。
- ・ 検討の結果、協働事業化が難しいものでも、県の事業所管部局（課・室）は、提案の趣旨から、県民のニーズ、県政への要望を最大限にくみ取り、現行の施策の中で活用するよう努力する必要があります。

## 4 協働事業の決定

### （１）事業の協働化についての方針決定

県民活動団体との情報交換・意見交換の実施後、検討の対象となった事業を実際に協働事業として進めるかどうかの判断を事業所管部局（課・室）で行います。

#### 方針を決定する際の着眼点

この場合の着眼点としては、次のようなものが考えられます。

- ◇ 協働推進方針の再確認等
  - 協働推進方針の基本的な考え方には合致しているか
  - 県と市町村の役割分担は適当か
  - 2つの視点と9つの分野に照らして、協働に適した事業といえるか
  - 行政が自ら行うより充実した結果を生み出せるか
  - 真に県民サービスの向上につながっているか
- ◇ 各所管分野の施策の展開方向等からみた事業の優先順位
  - 所管する他の事業に較べて緊急度は高いか
  - 所管する他の事業に較べて重要度は高いか

- ◇ 具体的事業を組み立てていく上での実現可能性
  - 事業費、財源等からみて、実現可能性は高いか
- ◇ 各種法令等との関係
  - 法令に定める基準等は満たしているか
  - 法令の規定に抵触する可能性はないか

## (2) 事業形態の決定

協働で事業を行うことが決定した場合には、具体的事業を組み立てていくこととなります。「委託」「補助」「共催」などの中から、情報交換・意見交換の結果も参考としながら、事業に最も適した形態を選択します（ を参照）。

## (3) 予算編成と事業の決定

具体的事業案に基づき、予算編成作業に入ります。協働事業が決定されるのは、予算が成立したときとなります。

通常の場合、事業の実施は、予算編成の次年度となります。協働の相手方となる県民活動団体の選定を行い、事業を実施します（ 、 を参照）。

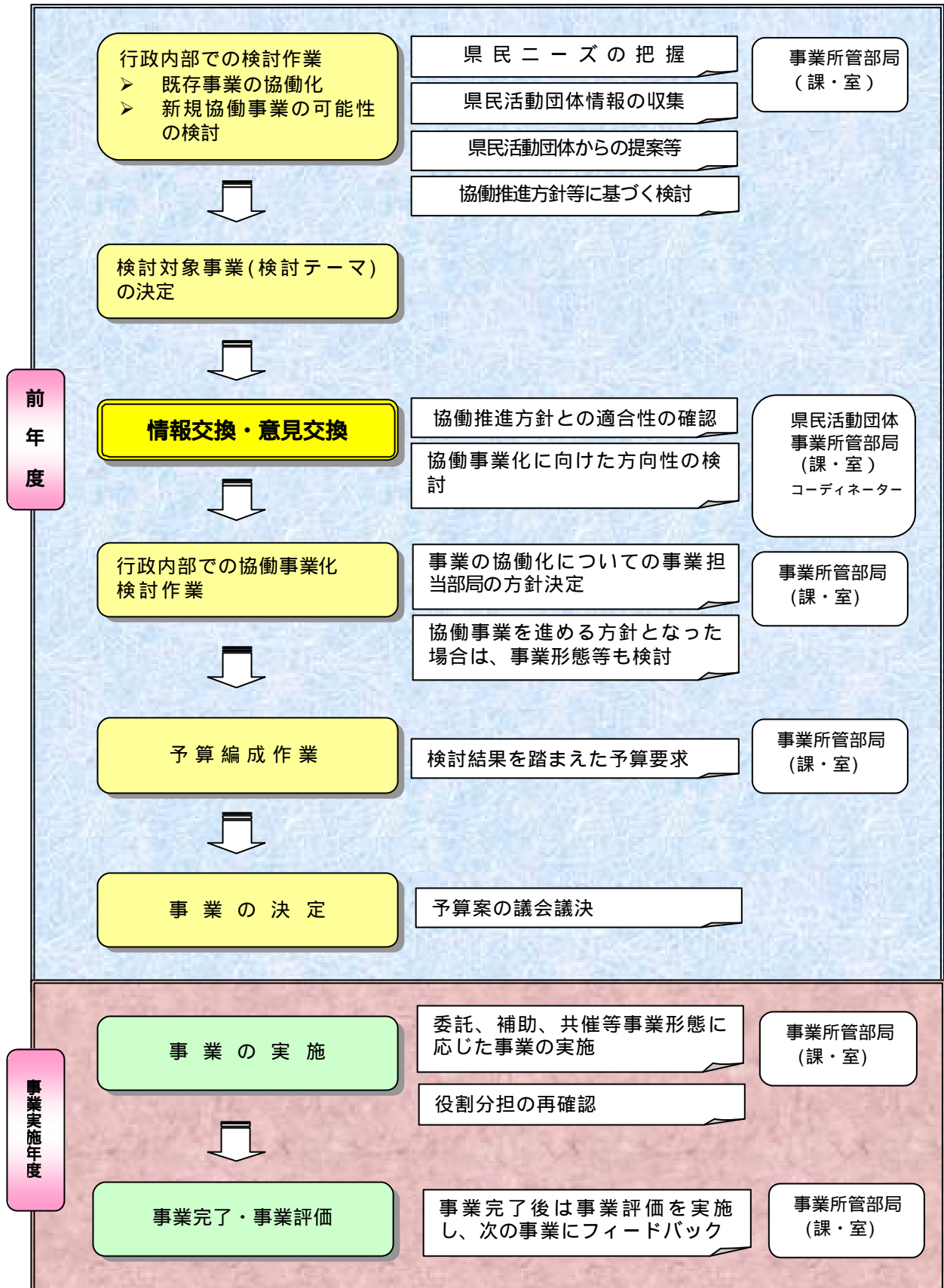
### 協働コーディネーターとは

協働コーディネーターは、県民活動団体と県が対等な立場で円滑に協働事業を推進していくために、中立的な調整役としての立場を担う。

### 協働コーディネーターの具体的な役割

- ・「情報交換・意見交換」に関する県民活動団体への呼びかけ  
県が提示するテーマに関して情報交換や意見交換を希望する団体を募る。
- ・県民活動団体からの提案の仲介  
県民活動団体が自主的に行う提案を県の所管部局へ仲介する。将来的には、政策提言の内容等に関する助言（コンサルティング）も視野に入れる。
- ・「情報交換・意見交換」の場の設定  
県民活動団体又は県の事業所管部局の要請により、情報交換・意見交換の場を設定する。また、開催方法についても調整する。
- ・円滑な事業実施のための協議  
県民活動団体と県が協働事業の実施段階において、詳細部分の協議を行う際必要に応じ、円滑な事業実施に向けた両者間の調整を行う。
- ・事業評価への参加  
協働コーディネーターが関与した協働事業の終了後に事業評価を行う場合はこれに参画し、中立的な立場からの意見を述べる。

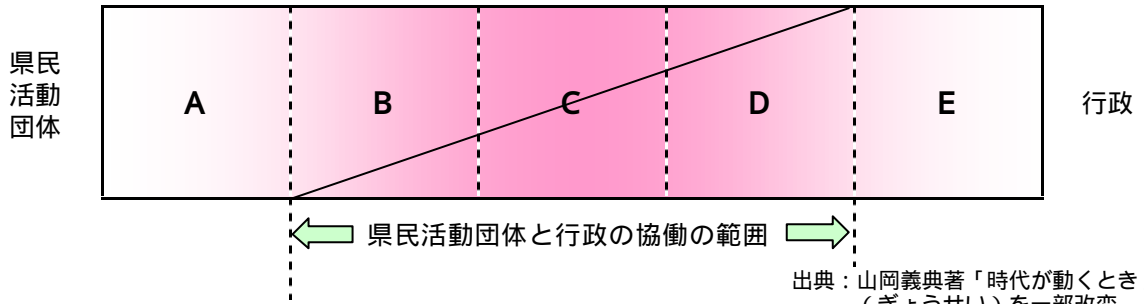
《協働事業検討フロー図》



## 協働の事業形態について

### 1 県民活動団体と行政との協働の領域について

公共サービスの供給を県民活動団体と行政の役割分担の視点でAからEまでに分類すると下記のようなイメージとなります。



県民活動団体の責任と主体性によって独自に行う事業	A
協働して進めた方が効率的・効果的な事業	B・C・D
(県民活動団体の主導の下に行政が協力して実施する事業)	(B)
(行政が主導し県民活動団体が参加して取り組む事業)	(D)
行政の責任によって実施すべき事業	E

	A	B	C	D	E
実施の中心	県民活動団体	県民活動団体	県民活動団体と行政	行政	行政
実施形態の例	県民活動団体主催事業	補助事業協力(後援)	共催	協働型委託事業協力(ボランティア参加)	行政実施
事業企画主体	県民活動団体	県民活動団体又は行政(補助事業により異なる)県民活動団体	県民活動団体と行政	県民活動団体(公募提案方式の場合)行政	行政
実施者	県民活動団体	県民活動団体	県民活動団体と行政	県民活動団体	行政
資金	県民活動団体	県民活動団体+行政 県民活動団体	県民活動団体+行政	行政 行政	行政
責任の主体	県民活動団体	県民活動団体	県民活動団体と行政	行政	行政
事業例	県民活動団体が独自に実施するイベント	団体への事業費補助 団体主催事業への行政の後援	双方で企画実施するイベント	公の施設運営・事業企画 行政主催事業への県民の協力(ボランティア参加等)	許認可等公権力の行使、内部管理業務

## 2 事業形態とそれぞれの留意点

協働の事業形態には様々なものが考えられますが、本書においては、以下の6形態に分類しています。事業形態の選択に当たっては、事業目的の実現のためにもっとも効果的な形態を検討する必要があります。

協働型委託	行政が実施すべき事業のうち、県民活動団体の特性等に着目し、委託先を県民活動団体に限定して実施する事業形態
補助	県民活動団体が実施する事業に対し、行政が資金を補助する事業形態
融資	県民活動団体が実施する事業に対し、行政が資金の貸付けを行う事業形態
共催	県民活動団体と行政が共に主体となり、双方の特性を生かして事業を実施する事業形態 (実行委員会方式を含む)
事業協力	県民活動団体と行政がそれぞれの役割分担のもと、協力しあいながら事業を実施する事業形態 (アダプト・プログラム、後援、行政主催事業への県民ボランティア参加など)
政策提言	県の施策や事業に、県民や県民活動団体の意見を生かしていくための事業形態

## (1) 協働型委託

### 概 要

- ◇ 本書では、行政が実施すべき事業のうち、協働推進方針により、委託先を県民活動団体に限定して実施する事業形態を指します。
- ◇ 「協働型委託」は、協働推進方針に基づき、県民活動団体の特性に着目して委託を行うものであるため、価格競争にはなじまず、予算の範囲内で事業に最も適した企画力や実施能力、ノウハウ等を持つ委託先を決定する方法として、公募提案方式がよいと考えられます。
- ◇ 本来、行政が行うべき事業を県民活動団体に委託するため、事業責任、事業成果物の帰属先等は行政側にあることから、行政の責任と受託者である県民活動団体の履行義務を明確化しておく必要があります。

### 効 果

- ◇ 県民活動団体が持つ専門性・先駆性などの特性が発揮されることで、県民ニーズに合ったサービスが実施できます。
- ◇ 県民活動団体に委託することにより、「県民参加」、「県民自治の促進」、「コミュニティの形成」等の効果が期待できます。

### 留 意 点

- ◇ 事業委託は、行政から県民活動団体への財政支援ではなく、県民活動団体にとって、活動の目的や使命を具現化する場であるという姿勢が双方に必要です。
- ◇ 随意契約を行う場合は、その理由を明確にし、特定の団体の既得権益化につながらないように、県民から、選定方法、選定理由等の説明を求められた場合には、十分な説明を行う必要があります。
- ◇ 県民活動団体の多くは行政との契約の経験がないことから、契約方法や支払い方法、仕様書・契約書等について事前によく説明をし、理解を得ておく必要があります。
- ◇ 契約の円滑な履行のため、契約の履行過程においても、適宜情報交換を行うなど契約履行状況の的確な把握に努めることが重要です。
- ◇ 契約の履行に当たって個人情報の保護が必要な場合は、契約書等において明確にしておく必要があります。
- ◇ 県民活動団体への委託は、NPO法人、任意団体を問わず、税法上の収益事業とみなされる場合があります。その場合、法人税等の課税対象となる場合がありますので、委託先の県民活動団体に、税務署等へ相談するようアドバイスをすることが必要です。



## 契約の方法

### 公募提案方式

公募により、事業実施に係る実施体制、実施方針、これまでの実績、事業内容に関する企画提案書等の提出を受け、必要な場合には公開プレゼンテーションを実施した上で審査を行い、事業に最も適した県民活動団体を選定する方法です。

### 留意点

- 選定の際の着眼点としては、

#### A 事業遂行能力

事業等を遂行する上で重要な組織体制、創造力、技術力、経験、ノウハウなど優れた事業遂行能力を持つ「組織」か。

#### B 企画提案の内容

事業目的に照らし、県民活動団体の特性を生かした優れた企画提案か。

の2点が重要ですが、選定に当たり、A Bのどちらをより重視するかは、事業内容等により個別に判断することとなります。

- 事業の性格にもよりますが、委託内容について、行政が仕様書等委託条件を詳細部分まで全て整えて提示するのではなく、県民活動団体と行政が協議をしながら進めていくことが可能な事業の場合は、極力その方法を採用することを検討してください。その場合、公募時に発注者の行政が提示する事業概要は、できるだけ骨格的なものにしておく方が自由な発想に基づく提案が得られやすいでしょう。
- 選定に当たっては、公開プレゼンテーションの実施や第三者を含めた「審査委員会」等を設置するなど、透明性を確保することが重要です。

### その他の随意契約

委託金額が少額である場合に入札による事務手続きの煩雑さを避ける場合や、当該事業を履行できる県民活動団体が特定団体に限られていることが明白である場合などにおいては、公募提案方式以外の随意契約も考えられます。

### 留意点

- 入札制度や公募提案方式等に比べ、委託先選定の客観性確保が困難な面があるため、委託先選定を合理的に行え、かつ、そのことを明確に説明する必要があります。

## 委託先の要件

- ◆ 事業委託は、本来行政が行う事業を委託するものであるため、行政事業として確実に事業執行できるかどうかという観点から、県民活動団体に一定の要件を課す場合があります。
- ◆ 委託先の要件は事業内容によって異なりますが、次のようなものが考えられます。
  - 特定非営利活動法人又は特定非営利活動法人と同等程度の能力を有すると認められる任意団体であること
  - 情報公開を行っている団体であること
  - 県内に事務所を有し、団体の構成員（会員）が一定以上いる団体であること
  - 過去 年間にわたり、一定以上の事業実績を有する団体であること
  - 事業の執行管理と成果報告ができる事務局体制を持つ団体であること
  - ・・・など
- ◆ 詳細は、P45 「協働相手となる県民活動団体を選定するときの着眼点」を参照してください。

### 従来型の委託について

- ◇ 本書では、行政が実施すべき事業のうち、協働推進方針による検討の結果、委託先を県民活動団体に限定せず、民間企業等も候補として視野に入れながら実施する事業形態を指します。
- ◇ 県の指名競争入札に県民活動団体が参加するためには、競争入札に参加するための資格の審査を受け、「競争入札参加資格者名簿」に登載されることが必要です。
- ◇ 入札等の結果、県民活動団体が受注した場合においても、「県民参加」「県民自治」等の観点や県民活動団体の特性に着目した委託ではないことから、本書では「協働」には含みません。財政効率など業務の外部委託そのものに力点をおいた事業形態といえます。

## (2) 補助

### 概要

- ◇ 補助は、県民活動団体が主体的に行う事業に対し、行政が金銭等を交付することで、その事業をより充実させることができる場合に実施するものですが、県民活動団体の運営費等の助成を目的とする補助は、協働というよりも団体育成等の観点からの財政的支援の側面が強いと考えられます。
- ◇ 協働としての補助とは、行政が対応しにくい先駆的・実験的な事業など「県民活動団体と行政の共通の目的達成」のための手段として、実施する場合を指します。

### 効果

- ◇ 行政が対応しにくい先駆的・実験的事业等の実施が可能となり、多様なサービスの提供、専門的な知識や技術の活用、県民のニーズに合った事業の効果的な実施など幅広い県民サービスの提供が期待できます。
- ◇ 県民活動団体の主導による事業形態であることから、自主的・主体的活動の活性化や活動のすそ野の広がりが期待できます。

### 留意点

- ◇ 事業の実施主体は補助を受けた県民活動団体であり、その実施責任、結果責任は、県民活動団体が負うこととなります。また事業の成果は、補助を受けた県民活動団体に帰属します。
- ◇ 補助を継続することで、県民活動団体が行政に依存し、自主性・主体性が失われることがないように留意する必要があります。同一団体に対する長期間の補助は避け、期間を限定するなどの工夫をする必要があります。
- ◇ 事業の公平性、透明性を高めるため、補助条件や選考基準の明確化、公募方式や公開審査の導入、事業報告書等の公開等を検討する必要があります。
- ◇ 補助金の支払いは、補助事業の履行確認後の支払いが原則ですが、県民活動団体の資金的な側面に配慮し、事業の円滑な執行を確保する必要がある場合は、概算払いや前金払いを検討することも必要です。

《参考》委託と補助の主な違い

委託又は補助を選択する場合は、委託と補助の違いを理解しておくとともに、県民活動団体に対しても、その違いを説明できるようにしておく必要があります。

	委 託	補 助
実施主体	行 政	補助を受けた県民活動団体
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民法643条～656条（委任）</li> <li>・ 法律行為又は事実行為を他の機関又は他の者に依頼すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治法第232条の2（寄付金又は補助）</li> <li>・ 行政が公益上の目的を持って、現金的給付を行うこと</li> </ul>
領 域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本来、行政が行うべき領域</li> <li>・ 委託することによって公共サービスの向上につながるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本来、県民活動団体が行う領域。</li> <li>・ 行政が対応しにくい先駆的、実験的な事業等に県が資金助成を行うもの</li> </ul>
事業成果	委託者（行政）に帰属	補助を受けた県民活動団体に帰属
支出管理	委託業務の履行確認が基本であり、実費弁償方式 <sup>*9</sup> 以外の契約では、一般に収支精算書の提出は求められない。	収支精算書や領収書等の書類の提出が求められ、目的外使用がないかどうかを含む支出確認審査が行われる。
課税関係	実費弁償方式以外の委託契約は、法人か任意団体 <sup>*10</sup> かを問わず法人税法上の収益事業 <sup>*11</sup> （請負業）として課税対象となる場合がある。NPO法上の本来事業 <sup>*12</sup> であっても同様である。	補助対象事業が法人税法上の収益事業に該当すれば、法人か任意団体かを問わず課税対象となる場合がある。NPO法上の本来事業であっても同様である。

<sup>\*9</sup> 委託業務によって受ける対価が実費（その委託業務に必要な費用）を超えないこととされた契約方式（法人税法基本通達 15 1 28）。実費が契約金額を下回った場合は、収益として委託先に帰属するのではなく、その差額は委託元に返還されることとなる。なお、当該委託事業が法人税法上の収益事業に該当しない「実費弁償方式」かどうかは、税務署の確認手続を要する。

<sup>\*10</sup> 人や団体が集まってできている団体で、単なるグループではなく、団体としての目的や意思と、構成員が入れ替わっても継続できる組織を持ったもののうち、法人格を持たないものを「人格なき社団」または「権利能力なき社団」と呼び、法人格がなくても団体として活動していれば、税法上は法人とみなされ納税義務が課される。

<sup>\*11</sup> 法人税法第2条第13号に「販売業、製造業その他政令で定める事業で、継続して事業場を設けて営まれるもの」と規定されている。具体的には、法人税法施行令第5条に「請負業」など33業種が掲げられている。

<sup>\*12</sup> 特定非営利活動促進法（NPO法）別表（第2条関係）に掲げる事業（p9 参照）。

### (3) 融 資

#### 概 要

◇ 融資は、協働の観点からは、県民活動団体と行政との共通の目的を達成するため、県民活動団体が実施する事業に対し、行政が資金を貸付けるものです。

#### 効 果

- ◇ 行政が対応しにくい先駆的・実験的事業等の実施が可能となり、多様なサービスの提供、専門的な知識や技術の活用、県民のニーズに合った事業の効果的な実施など幅広い県民サービスの提供が期待できます。
- ◇ 県民活動団体の主導による事業形態であることから、自主的・主体的活動の活発化や活動のすそ野の拡がりが期待できます。
- ◇ 補助に比べ、県民活動団体の財務管理能力、マネージメント能力、経営感覚等が一層要求されることから、自立した団体としての成長が期待できます。

#### 留 意 点

- ◇ 県民活動団体の自立性を損なわない点で優れますが、信用力と償還能力が求められます。
- ◇ 県の制度としては、「NPO法人サポート融資事業」がありますが、対象はNPO法人のみであり、任意団体への適用はありません。

NPO法人サポート融資事業の概要（下記は平成15年度のもの）

融資枠	2億円
融資利率	1.9%
取扱金融機関	山口銀行、西京銀行、県内信用金庫、労働金庫
融資対象	県内に事務所があるNPO法人で、定款に定められている事業に必要な資金
融資限度額	設備資金及び運転資金 10,000千円
償還期限	5年（据置 6月）
担保・保証人	金融機関所定の方法

```

    graph LR
      NPO[NPO法人] -- 申請 --> FM[金融機関]
      FM -- 融資 --> NPO
      FM -- 通知 --> Pref[県]
      Pref -- 審査 --> FM
  
```

#### (4) 共催

##### 概要

- ◇ 県民活動団体と行政が共に主体となって事業を行う協働形態です。
- ◇ 県民活動団体と行政等で構成された「実行委員会」・「協議会」等が主催者となって事業を行う場合やこれらの実行委員会等と行政が共に主体となって事業を行う場合もここに含みます。

##### 効果

- ◇ 県民活動団体を通じ、県民の立場からの事業の企画・実施が可能になります。
- ◇ 行政と県民活動団体との相互理解や協力関係が促進されるとともに、双方の特性や得意分野を生かすことによって、相乗効果が期待できます。
- ◇ 県民活動団体、行政それぞれのネットワークが相互に活用できます。
- ◇ 実行委員会や協議会等複数の県民活動団体が参加する場合は、参加団体の持つ互いのノウハウが活用され、相互の交流・連携が図られます。
- ◇ 関係者が抱える課題についての共通認識に基づいた運営ができます。

##### 留意点

- ◇ 事業の企画段階等なるべく初期の段階から県民活動団体の関与度を高め、相互に情報交換や意見交換を行い、事業目的の明確化を図ることが重要です。
- ◇ 県民活動団体、県双方に主催者としての社会的責任が求められることを互いに認識しておく必要があります。
- ◇ 相互の役割分担と経費分担についても事業実施前に取り決めておき、可能な限り文書化しておくことが望まれます。
- ◇ 実行委員会や協議会等の場合は、参加者相互の役割分担と経費分担を明確にするとともに、合意形成の方法や運営方法についても協議しておく必要があります。
- ◇ 実行委員会や協議会等の構成メンバーが長期にわたって固定されると、実行委員会組織の硬直化や活動の低下を生じる恐れがあるため、適宜見直しを行う必要があります。場合によっては、メンバーの公募も有効です。

## (5) 事業協力

共催（実行委員会・協議会等を含む）以外の形態で、県民活動団体と行政がそれぞれ  
の特性を生かした役割分担を行い、事業を協力して行うことをいいます。

「アダプト・プログラム」・「後援」・「行政主催事業への県民参加」等が該当します。

### アダプト・プログラム

#### 概 要

- ◇ 地域に密着した県民活動団体はその地域にある道路や河川などの「里親」となっ  
て、清掃や植生管理などを行う協働形態です。
- ◇ アダプト（adopt）とは、「養子縁組する」という意味で、これまで行政（実親）が  
管理するのが当然と考えられてきた道路や河川を地域住民や団体（養親）に「養  
子」として育ててもらおうという意から「アダプト・プログラム」と呼ばれてい  
ます。企業が参加する場合があります。
- ◇ 参加者の間で活動内容等についてあらかじめ取り決めを行います。行政は、必要  
な用具等の提供や傷害保険の負担、活動団体の掲示（アダプトサイン）などを行  
う場合が多いようです。

#### 効 果

- ◇ 県民活動団体と行政の継続的な協力関係が構築されます。
- ◇ コミュニティ団体等地域密着型の県民活動団体が参加することが多く、地域の活  
性化や地域住民の連帯感が醸成されます。
- ◇ 県民の県民活動への積極的参加を促進する効果が期待できます。

#### 留 意 点

- ◇ 県民や県民活動団体との信頼関係を構築するよう留意する必要があります。その  
ため、事前の役割分担の取り決めが大変重要です。

## 後 援

### 概 要

- ◇ 県民活動団体が自主的に行う公益性の高い事業に対し、行政が後援名義の使用を認める形態をいいます。

### 効 果

- ◇ 行政が後援することで、事業を実施する県民活動団体の社会的信用が増し、県民からみた活動への理解が深まると考えられます。

### 留 意 点

- ◇ 行政による後援は、事業を実施する県民活動団体の信用を高め、県民活動への県民理解を深めることにつながることから、できる限り多様な公益性を認め、協働の一環として後援することが望まれます。
- ◇ 県の場合、県民活動団体の後援申請に基づき、後援希望のある事業の内容に最も関連のある課(室)が対応することとなります。
- ◇ 申請があったときに公平、公正な判断を行うためには、後援する場合の一定の要件を設けておく必要があります。
- ◇ 県が後援する場合に、あらかじめ確認すべき基本的要件としては、
  - 広く県民が参加できる事業か（事業の公開性）
  - 規模や効果が複数市町村に及ぶ事業か（事業の広域性）
  - 県の施策の方向性に合致した公益的な事業か（事業の公益性）
  - 営利又は商業的宣伝を目的としない事業か（事業の非営利性）
  - 特定の宗教や政党の利害に関与していない事業か（事業の中立性）等が考えられます。



## 行政主催事業への県民参加

### 概 要

- ◇ 行政が主体となった事業を県民や県民活動団体の協力を得て実施する形態を指し、次のような場合が考えられます。
  - 行政がイベントや大会等を実施する際における、県民からのボランティア募集。
  - 行政が事業の実施段階において、県民のアイデアや意見を随時聴きながら進めていく事業。（例．広報誌の編集等）
  - 行政が実施する研修事業等における県民活動団体からの講師招聘。

### 効 果

- ◇ 県民に県民活動を行う機会を提供することにより、県民活動の拡がりや参加意識の高揚につながります。
- ◇ 県民活動団体の特性を生かしたノウハウやきめ細かいサービスを事業に活用できます。

### 留 意 点

- ◇ 県民参加の目的は、事業費を節減することではなく、
  - 県民ボランティアや県民活動団体の特性を生かしたより良いサービスを提供していくため
  - 県民活動をしたいという県民のニーズに応えるためであることを踏まえた上で、導入を検討する必要があります。
- ◇ 可能な限り事業の初期段階から、県民や県民活動団体が自主性をもって、事業に関われるようにする必要があります。また、事業実施段階においても十分な意思疎通を図ることが必要です。
- ◇ イベント等におけるボランティア募集の際には、傷害保険等への加入も検討してください。
- ◇ ボランティアの募集に際しては、下記の例のような事項を示し、広報紙やインターネットなどを活用して広く募集することが重要です。

事業名	活動目的
活動場所	活動時間・活動期間
具体的な活動内容	活動に必要な技術・知識・資格
参加者の義務（活動報告など）	費用負担（交通費、傷害保険など）

## (6) 政策提言

### 概要

- ◇ 県民や県民活動団体が持つ専門的な知識・技術や社会経験・活動経験等を背景とした政策への提言を受けたり、施策の企画・立案段階へ参画してもらうことにより、多様な意見を施策等に生かしていく形態をいいます。
- ◇ 行政の各種審議会や委員会における県民や県民活動団体代表委員からの意見、県民によるモニター制度、パブリック・コメント制度など各種の広聴事業等があります。
- ◇ その他、県民や県民活動団体との意見交換会の実施や、行政側からの募集以外に県民や県民活動団体から随時行われる提案等もこの中に入ります。

### 効果

- ◇ 双方が持っている情報を提供し合うことにより、情報収集の効率化、情報の共有化が図られます。
- ◇ 新たな課題に対する創造的で先駆的な提案・意見が受けられます。
- ◇ 専門的な知識や技術に基づく提案・意見が受けられます。
- ◇ 地域や生活の現場からの問題提起や提案・意見が受けられます。
- ◇ 県民のニーズを施策等に反映することができます。

### 留意点

- ◇ 行政に対して、県民や県民活動団体が行う提言、提案については、実現が困難な企画など対応が難しいものもありますが、施策等に反映できる部分はないか、前向きな姿勢で取り組むことが重要です。
- ◇ 提案・意見の募集に当たっては、参考となる資料や情報を積極的に提供することが重要です。

## (7) その他の協働形態の検討

より高い水準の事業成果を得るために、前述した形態にとらわれず、それぞれの事業に最もふさわしい形態を検討し導入することも必要です。「行政から団体への人材派遣」「行政の所有する施設や装備の無償貸与」等を協働として捉える場合もあります。

# 事業形態検討シート

## ステップ1：協働の判断

はい ➡  
いいえ ⇨

行政が自ら実施すべき事業ですか？  
(公権力の行使、法令等の規定など)

はい ➡

委員委嘱や意見・提案などの形で  
県民活動団体が参加できますか？

はい ➡

**政策提言**  
まず公募により委員や提案等を募  
る方法を検討しましょう。  
ケースによっては、個別の団体の  
意向を確認する方法も有効でしょ  
う。

⇩ いいえ

⇩ いいえ

事業を遂行できる県民活動団体が  
存在すると考えられますか？

いいえ ⇨

今回は、県民活動団体との協働は  
不成立。

⇩ はい

全县に効果を波及させる必要のある事業や市町村では実施が困難な  
専門性の高い事業等、県が取り組  
むべき事業ですか？

いいえ ⇨

地域性が強い事業や施策の効果が市町村の範囲内の事業については、市町村が  
当事者となって実施することが期待されるため、市町村において、県の推進方  
針を参考にし、地域の実情に応じて推進方針を定める等により、協働を進めて  
いくことが望まれます。

⇩ はい

次のような県民活動団体の特性やノウハウが生かせる事業ですか？

- ・ ニーズに対する多様なサービスの提供
- ・ 新たな課題に対する創造的で先駆的な取組み
- ・ 社会の変化に対する柔軟で機敏な対応
- ・ 活動に裏付けされた専門性
- ・ 県民の声を集約した問題提起、政策提言
- ・ 当事者性を生かしたニーズに適応したきめ細やかな対応
- ・ 県民活動団体間のネットワーク 等

いいえ ⇨

今回は、県民活動団体との協働は  
不成立。

⇩ はい

次の分野のいずれかに該当する事業ですか？

- 多くの県民参加を可能にする事業
- きめ細かく柔軟な対応が求められる事業
- 県民が当事者性を発揮し、主体的に活動する事業
- 県民活動団体の活動分野における経験に培われた専門性が発揮できる事業
- 広域的に実施すべき事業をモデル的に実施する事業
- これまで取り組んだことのない先駆的な事業
- 公的施設の運営・事業企画に関する事業
- 即応性が求められる事業
- 新たな公益性や潜在化した公益性を発見する事業

いいえ ⇨

はい ➡

県民活動団体との情報交換・意見  
交換をしましたか？

いいえ ⇨

協働の可能性のある場合は、でき  
るだけ県民活動団体との情報交換  
・意見交換を行ってください。  
県民活動団体との協働事業として  
進めることができそうですか？

⇩ はい

⇩ いいえ

県民活動団体との協働事業として  
進めることができそうですか？

いいえ ⇨

今回は、県民活動団体  
との協働は不成立。

⇩ はい

事業形態を検討してください。  
事業委託により効果が上がる事業  
ですか？

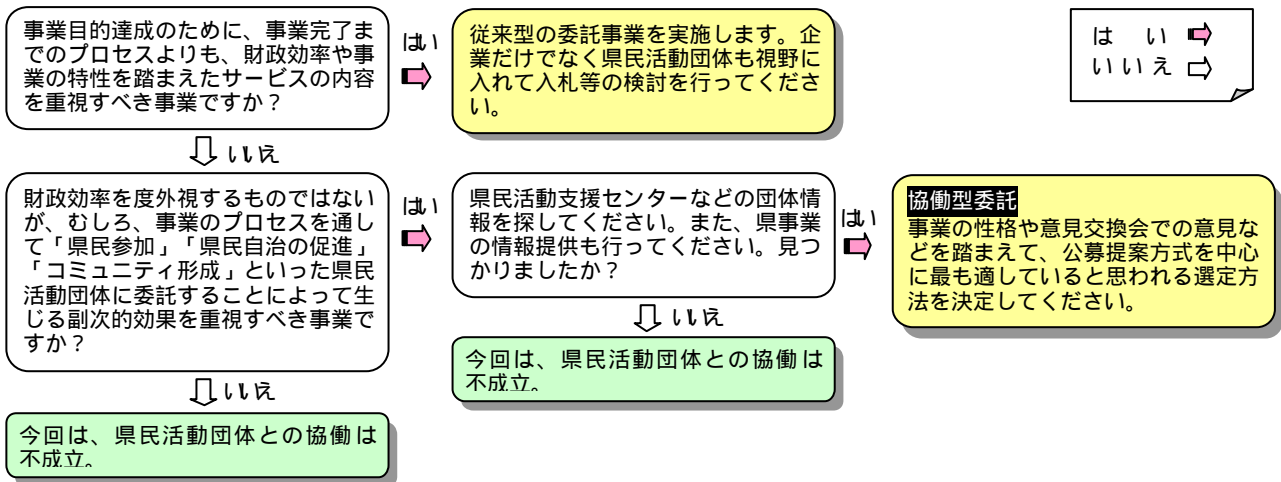
⇩ はい

⇩ いいえ

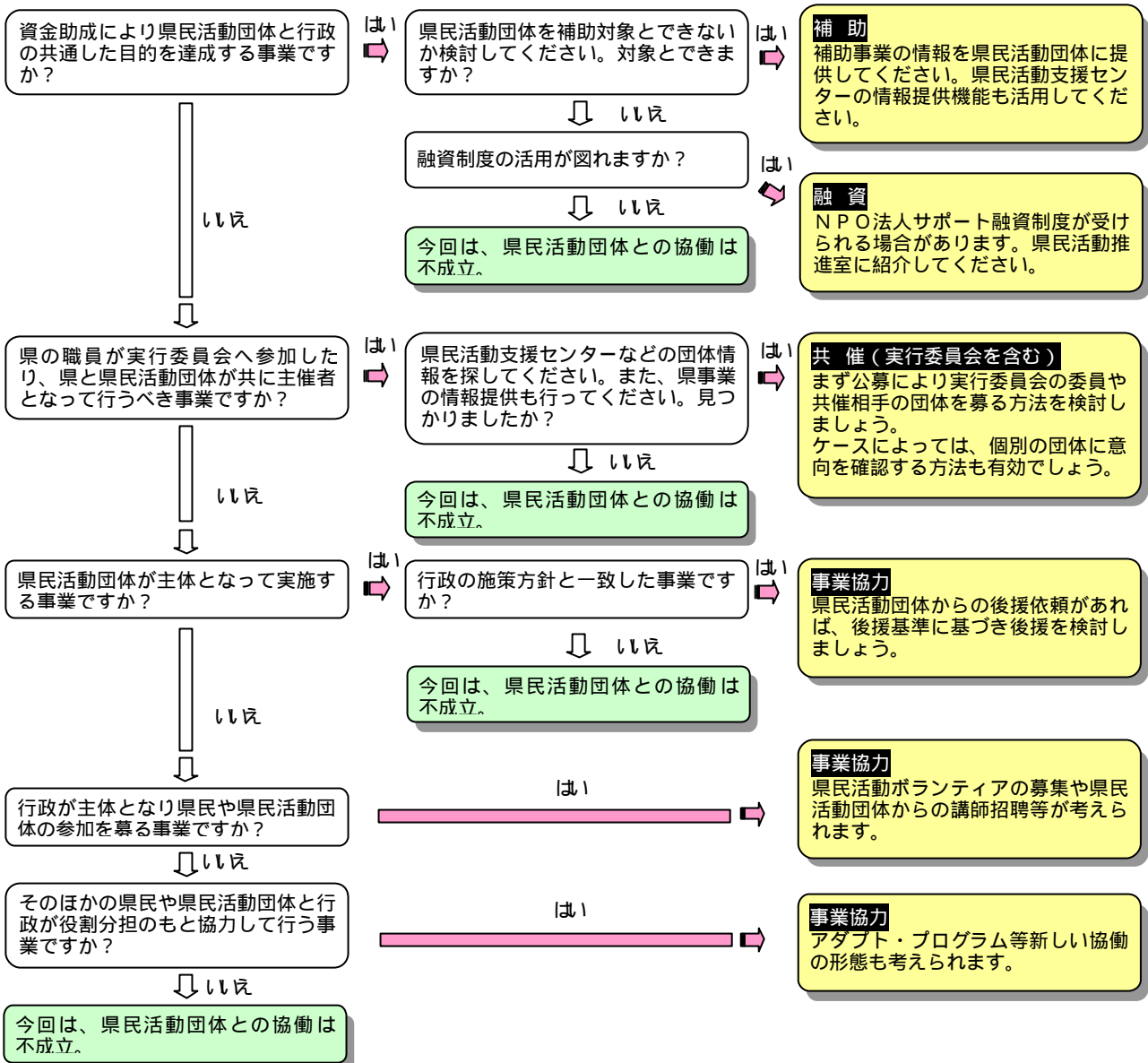
ステップ2へ

ステップ3へ

## ステップ2：委 託



## ステップ3：補 助・融 資・共 催・事業協力



## 協働相手となる県民活動団体を選定するときの着眼点

### 1 基本的な考え方

#### (1) 事業目的の確認・共有

県民活動団体は、多様な目的意識や使命感に基づいて自主的・主体的な活動をしています。協働する場合は、協働の相手となる団体と事業目的が共有できるかどうか、また、相互に協力する意思があるかどうか重要です。

#### (2) 事業遂行能力の確認

県民活動団体は、活動地域、規模、組織力、経験、運営状況など様々であり、その事業遂行能力も千差万別です。このため、活動に関する情報収集に努め、協働事業を確実に実施できる団体を選定することが重要です。

#### (3) 公平性・透明性

協働相手を選定する基準や方法は、選択した協働形態によって異なります。例えば、政策提言を受ける場合と事業を委託する場合とでは、行政が団体に求めるものも当然異なりますが、選定の公平性や透明性を確保するためには、その選定理由を明確にしておく必要があります。

### 2 協働相手となる県民活動団体選定時の留意点

以下は、選定時の留意点として考えられる項目例です。

#### (1) 活動目的

- ・当該協働事業の目的と県民活動団体の活動目的の一致点の存在

#### (2) 活動内容・活動実績

- ・行政との協働事業の実績
- ・活動の実施内容、活動歴、活動地域、受益者の状況
- ・協働事業に関連する事業実施経験の有無（ノウハウ、専門性等）

#### (3) 組織体制・会員数・事務局体制

- ・会員数（正会員、賛助会員等）の多寡
- ・協働事業を行うことのできる事務局体制（専従スタッフ数等）の有無
- ・専門的知識、技術を有するスタッフの有無

( 4 ) 企画力、事業提案能力

- ・ 県民活動団体の特性を生かした企画案
- ・ 事業計画の経費、人員、スケジュール等の妥当性 ( 団体の実績との比較 )
- ・ 地域課題、県民ニーズの把握とそれに対応した事業提案

( 5 ) 財政状況

- ・ 収支の健全性、安定性
- ・ 会計関係帳簿類の整備 ( 収支予算書、収支決算書の作成 )
- ・ 監査結果の状況

( 6 ) 民主的な手続きによる団体運営

- ・ 定款、規約等の有無
- ・ 総会の開催の有無
- ・ 役員会の開催の有無

( 7 ) 情報公開の努力

- ・ 活動についての情報公開の有無、公開情報の内容

( 8 ) 団体としての独立性

- ・ 特定の団体や企業などの会員の偏りの有無
- ・ 宗教活動や政治活動の実施の有無
- ・ 暴力団との関係の有無

( 9 ) その他

- ・ 税の滞納の有無

## 協働事業の実施段階での留意点

県民活動団体との協働事業の実施段階においては、次のようなことに留意する必要があります。

### 1 事業実施における責任の明確化

不測の事態を想定しておき、両者で責任の所在について協議しておく必要があります。

### 2 事業実施に関する役割分担の再確認

事業前から役割分担については十分に協議しておき、事業実施時には再確認の上、両者が誠実に対応する必要があります。

### 3 事業実施中における協議の実施

事業実施中においても定期的に両者で協議する場を設け、適正な事業実施が確保できるように努める必要があります。

例えば、委託事業の場合で、公募提案方式により最も優れた企画案を提示した県民活動団体と契約した場合、事業実施にあたっては、その団体から提示された企画案の内容を大幅に変更したり、他の団体の案を活用することはできませんが、実施レベルの詳細については、県民活動団体の自主性や主体性を損なわないよう留意しながら、両者で協議して決めていく必要があります。

### 4 協働関係の時限性の確認

同一の県民活動団体との協働関係を安易に継続することは、相互に依存する関係となり、事業の効果的な実施を阻害したり、特定団体の既得権益化につながるおそれもあることから、あらかじめ、協働期間を定めるなど、絶えず見直しを行う必要があります。この協働関係の時限性については、事前に両者で確認しておくことが必要です。

## 協働の評価とフィードバック

### 1 協働事業の評価・見直し

- ・ 協働事業実施後においては、協働事業の目的、協働形態・相手方及び事業成果等について評価を行い、評価結果を次の協働事業にフィードバックし、改善していく必要があります。
- ・ 評価にあたっては、協働相手の県民活動団体から意見聴取を行うなどの方法により、総合的な視点での評価を適正に行うことが重要です。

### 2 協働事業の評価の視点

協働の評価の視点としては、次のようなものが考えられます。

- (1) 協働という手法を採用したことの適否、有効性
- (2) 採用した協働形態の妥当性
- (3) 役割分担の妥当性
- (4) 県民活動団体の特性の発揮の度合い
- (5) 協働相手の選定の妥当性
- (6) 事業目的の達成の可否
- (7) 費用対効果の適否

### 3 県における協働事業の評価

県事業を県民活動団体と協働で実施した場合の事業評価は、次のような方法で行うこととします。

- (1) 基本的考え方
  - ・ 各事業の総合的な評価については、平成15年度から県で導入している政策評価システムにおいて行われていますが、このうち県民活動団体との協働事業については、協働という「手法」の適否・有効性等の観点から、政策評価システムによる評価とは別に実施します。
  - ・ 対象となる事業は、デザイン21の施策（中項目）である「魅力ある県民運動の推進」を構成する個別事業、及びデザイン21のその他の施策に基づく各課(室)所管事業のうち、県民活動団体との協働事業とします。

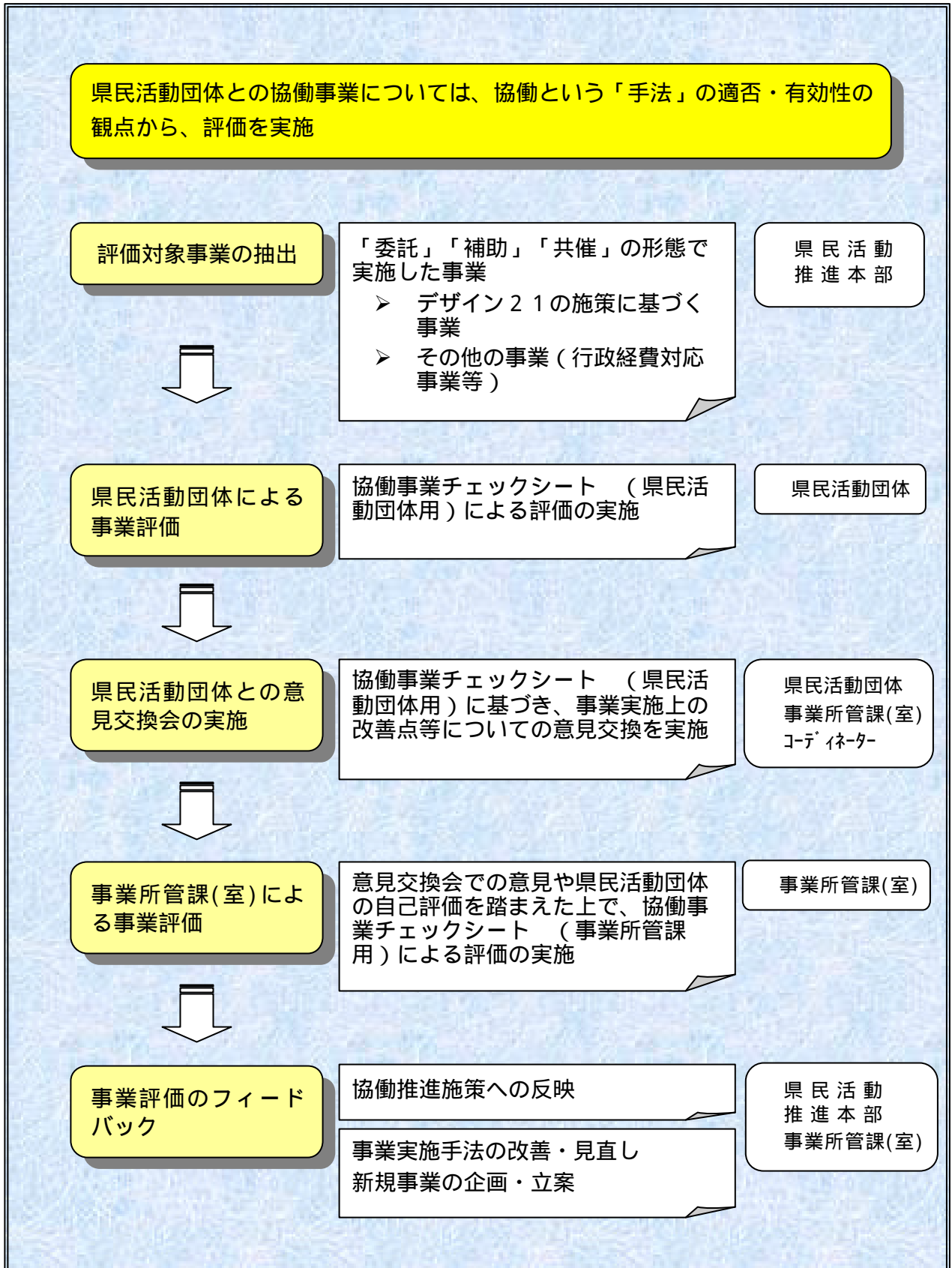


- ・政策評価システムの対象とならない事業（デザイン 21 の施策に基づかない事業、一般行政経費で対応した事業等）であっても、協働事業については評価を実施します。
- ・協働事業のうち、評価の対象とするのは、県民活動団体と「委託」「補助」「共催」の形態で行った事業とします。
- ・評価対象となる具体的な事業名については、県民活動推進本部事務局（県民活動推進室）で調査し、抽出します。
- ・協働相手の県民活動団体にも自己評価してもらい、その結果も踏まえて事業所管課(室)が評価を行うこととします。
- ・協働事業評価の結果は、よりよい事業手法を選択・実施する観点から、個々の事業の改善や協働の推進施策にフィードバックさせます。

## （２）評価の手順

- ・事業完了後、協働の相手方である県民活動団体との意見交換会を実施します。
- ・意見交換会は、事業所管課(室)が開催し、完了した協働事業について、協働の相手方である県民活動団体と事業実施上の改善点等を洗い出すための意見交換を行います。なお、必要に応じ、協働コーディネーターが参加します。
- ・意見交換会に先立ち、協働相手である県民活動団体にあらかじめチェックシート（県民活動団体用）により、自己評価をお願いし、会議時に提出してもらうよう依頼します。
- ・事業所管課(室)は、意見交換会での意見や県民活動団体の自己評価を踏まえて、別紙チェックシート（事業所管課用）により、協働事業の評価を行います。
- ・協働事業の評価については、政策評価システムにおける各事業所管課の事業評価の参考とするとともに、協働の観点からの当該事業の改善や新規事業の企画・立案等にフィードバックします。
- ・また、県民活動推進本部事務局（県民活動推進室）で評価結果の取りまとめを行い、県民活動推進本部の会議等を通じて、県全体の協働推進施策にフィードバックします。
- ・政策評価システムの対象とならない事業の場合も同様の手順で評価を実施し、事業の改善、見直し等につなげることとします。

## 協働事業における評価のフロー



協働事業評価チェックシート（県民活動団体用）

協働の観点からみた評価項目	A	B	C
協働の原則的なこと			
行政と相互に理解し合い、対等な関係が築けたと思いますか			
事業を実施する共通の目的は明確でしたか			
事業全般を通じて行政と十分な意思の疎通が図れましたか			
責任の所在や役割分担は事前に十分確認できましたか			
事業の実施について			
協働形態(委託・補助・共催)は適当であったと思いますか			
協働相手として貴団体が選定された方法について、適当であったと思いますか			
貴団体の得意とするところや優れているところを事業に生かすことができましたか			
事業の実施は円滑にできましたか			
事業の目的は達成されましたか			
受益者の満足度は高まりましたか			
当事者として満足が得られる成果が上がりましたか			
総合評価			
自由意見欄（事業実施上の気付き、課題、改善方向等）			

A：満足 B：ほぼ満足 C：不満

協働事業評価チェックシート（事業所管課用）

協働の観点からみた評価項目	A	B	C
県民活動団体と行政との協働の適否等			
行政単独で実施するよりも効果が高い事業であったか			
事業を実施する共通の目的が明確にされたか			
事業化に際し、県民活動団体の意見等を生かされたか			
県民活動団体の特性を生かすことができたか			
双方の役割分担を明確にしたか。また妥当であったか			
協働の形態の選定について			
採用した協働形態は適当であったか			
協働相手の選定について			
選定方法は適当であったか			
選定基準は適当であったか			
選定理由は適当であったか			
協働事業実施について			
事業実施は円滑になされたか			
事業実施中も相互の意思疎通が図られたか			
県民活動団体の事業実施能力は十分であったか			
目的の達成について			
事業目的は達成できたか			
費用対効果について			
費用対効果は適正なものであったか（財政効率の観点）			
費用対効果は適正なものであったか（県民参加、県民自治等 財政効率以外の観点）			
総合評価			
整理欄（事業実施上の気付き、課題、改善方向等）			

A：満足 B：ほぼ満足 C：不満

## 1 県における協働の現状と課題

平成 15 年 9 月に、県民活動推進本部関係部局を対象に協働についてのアンケート調査及び県における協働事業の状況について調査を行いました。

### (1) 「協働に関するアンケート調査」集計結果

#### アンケート調査の概要

##### ア 調査の目的

県民活動団体との協働に関する行政サイドの課題等を把握し、協働の推進に向けた環境整備に活用するため。

##### イ 調査対象

アンケートの調査対象は、県民活動推進本部関係部局（総合政策局、総務部、地域振興部、環境生活部、健康福祉部、商工労働部、農林部、水産部、土木建築部、教育庁、警察本部）に所属する各課（室）の各班・室。

##### ウ 調査の期間

平成 15 年 9 月

##### エ アンケートの構成

)県民活動団体の活動の認知度

)県民活動団体との協働についての意識

#### アンケート集計結果

ア アンケートに対して 355 班（室）から回答があり、所管業務に関して協働が「必要である」と答えたものが 147（41.4%）、「必要ない」は 178（50.1%）であった。

イ 「必要ない」の理由としては、「内部管理業務のため協働になじまない」が 111（61.3%）、「許認可等、県が自ら行うべき業務であり、協働の余地はない」が 45（24.9%）となっている。

協働の必要性の有無別に対比した結果については、下記のとおりです。

#### アンケート結果からみた課題

##### ア 団体情報の収集と提供

県行政には多様な業務があり、公権力の行使を伴う規制行政や許認可、補助金等の執行、内部管理業務など県民活動団体との協働に馴染みにくい業務も多いですが、「協働が必要である」と職員が認識している業務であっても、「業務と関係のある活動を行っている県民活動団体を知らない」と答えているところが 4 割弱あり、団体情報の収集と提供が課題です。

対応策

基本計画 p38

本ガイドブック p24

## イ 県民活動支援拠点の情報機能の強化

県民活動団体情報の情報源については、新聞・ミニコミ、テレビ・ラジオなど一般のメディアが上位を占めています。これらは日常生活に深く浸透しているため、情報を入手する機会も多いものと思われませんが、必要なときに必要な情報が入手できるよう県民活動支援センターをはじめとする県民活動支援拠点の情報機能の強化や、その存在自体のPRももっと必要です。

対応策

基本計画 p45

県民活動白書の発行  
(H15.10月)

## ウ 協働の手順や事業方法の理解

協働事業を進める上での課題としては、「情報の不足」のほか、「協働の手順や方法がわからない」という回答が多く、その他「NPO法人に対する委託基準や契約方法」「行政と県民活動団体の役割分担」「民間企業との棲み分け」等の明確化について意見が出ています。これらを踏まえ、協働の手順や事業方法について、職員が理解し実務が進めやすいよう整理していくことが必要です。

対応策

基本計画 p51

本ガイドブック p24～52

## エ 意見交換会や研修事業の実施

「県民活動団体との意見交換会」「協働の進め方についての研修会」等の必要性が意見として出されています。意見交換会や研修会については既に実施中ですが、より多くの職員が参加でき、かつ効果的な内容のものをめざしていく必要があります。

対応策

基本計画 p50

本ガイドブック p25～27

## アンケートまとめ（協働の必要性の有無別対比）

### ア 県民活動団体の活動の認知度

班(室)の業務と関わりのある活動を行っている県民活動団体をご存じですか。

県民活動団体との協働が必要と答えた班(室)では、業務と関わりのある県民活動団体を「知っている」としたものが93(63.3%)、「知らない」が54(36.7%)となっている。

区 分	必 要	構成率	不 要	構成率	その他	構成率
知っている	93	63.3%	3	1.7%	7	23.3%
知らない	54	36.7%	175	98.3%	23	76.7%
計	147	100.0%	178	100.0%	30	100.0%

## イ 県民活動団体に関する情報源

県民活動団体の活動に関する主たる情報源は何ですか。（複数回答可）

全般的に、新聞・ミニコミ誌、テレビ・ラジオなどのマスコミ情報を県民活動団体の活動に関する主たる情報源としているが、県民活動団体との協働が必要と答えた班（室）では、やまぐち県民活動支援センターのホームページや機関誌の割合が比較的高い。

区 分	必 要	構成率	不 要	構成率	その他	構成率
新聞・ミニコミ誌	83	35.0%	121	42.8%	22	39.3%
テレビ・ラジオ	46	19.4%	95	33.6%	15	26.8%
県民活動支援センター ホームページ	32	13.5%	21	7.4%	10	17.9%
県民活動支援センター 機関誌	17	7.2%	7	2.5%	2	3.6%
その他	43	18.1%	7	2.5%	6	10.7%
わからない	16	6.8%	32	11.3%	1	1.8%
計	237	100.0%	283	100.0%	56	100.0%

## ウ 県民活動団体との協働についての意識

所管業務に関して「県民活動団体との協働」の視点から具体的な事業を検討したことがありますか。

県民活動団体との協働が必要と答えた班（室）では、県民活動団体との協働の視点から具体的な事業を「検討したことがある」としたものが 57(39.0%)、「現状では検討していないが、今後検討を予定している」が 53(36.3%)となっている。

区 分	必 要	構成率	不 要	構成率	その他	構成率
検討したことがある	57	39.0%			1	3.4%
現状では検討して いないが、今後検討を 予定している	53	36.3%	3	1.7%	1	3.4%
検討したこともないし 、今後も検討するつも りはない	13	8.9%	163	91.6%	1	3.4%
その他	23	15.8%	12	6.7%	26	89.7%
計	146	100.0%	178	100.0%	29	100.0%

## エ 協働事業の形態

「県民活動団体との協働」の視点からの事業は、下記のどのような形態に該当するものですか。（複数回答可）

県民活動団体との協働が必要と答えた班（室）において検討された事業の形態は、「県民活動団体との情報交換・意見交換等」が 68（25.4%）、「県民活動団体の事業協力」が 56（20.9%）、「県民活動団体との事業の共催」、「県民活動団体への事業委託」、「県民活動団体への補助」がそれぞれ 10%台前半となっている。

区 分	必 要	構成率	不 要	構成率	その他	構成率
政策立案・事業企画等への県民活動団体の参加	27	10.1%	1	20.0%	1	16.7%
県民活動団体との情報交換・意見交換等	68	25.4%	3	60.0%	2	33.3%
県民活動団体への事業委託	29	10.8%			1	16.7%
県民活動団体との事業共催(実行委員会含む)	35	13.1%			1	16.7%
県民活動団体の事業協力(ボランティアの参加等)	56	20.9%	1	20.0%	1	16.7%
県民活動団体への補助	28	10.4%				
県民活動団体の主催事業への後援	23	8.6%				
その他	2	0.7%				
計	268	100.0%	5	100.0%	6	100.0%

## オ 協働を進める上での課題

県民活動団体との協働を進める上での課題は何ですか。（複数回答可）

県民活動団体との協働が必要と答えた班（室）では、「県民活動団体は存在するが、その活動内容についての情報が不足している」が 58（36.5%）、「協働の手順や方法がわからない」が 38（23.9%）となっている。

区 分	必 要	構成率	不 要	構成率	その他	構成率
協働の相手となる県民活動団体が存在しない、又は存在するかどうかわからない	33	20.8%	109	71.7%	15	39.5%
県民活動団体は存在するが、その活動内容についての情報が不足している	58	36.5%	11	7.2%	7	18.4%
協働の手順や方法がわからない	38	23.9%	21	13.8%	9	23.7%
その他	30	18.9%	11	7.2%	7	18.4%
計	159	100.0%	152	100.0%	38	100.0%



協働を進める上での課題（上記「その他」の記載事項のうち主なもの）

【団体の活動に関連したもの】

- ・ 県民活動団体の主体性の確立（行政への依存体質からの脱却）
- ・ 県民活動団体の存在や活動内容等について、県と関係市町村とで情報交換を行い、県民活動団体との協働の円滑化を図ることが重要
- ・ 県民活動団体が安定した活動を行うための資金の確保
- ・ 県民活動団体同士のネットワークづくり

【団体の選定等に関連したもの】

- ・ 事業に関連する県民活動団体かどうかの見極めが困難
- ・ 利害関係が異なる団体がある場合の調整
- ・ 協働の相手となりうるような団体の不在
- ・ 県民活動団体に分類されるかどうかの判断
- ・ 県民活動団体と事業を共催で実施する場合の業務分担の方法。また団体の実施能力について不安
- ・ 県民活動団体との県の関わり度合いの程度。特定団体に偏っていないか
- ・ 協働すべき県民活動団体を特定する手順
- ・ NPO法人等に対する委託基準がほしい

【役割分担に関連したもの】

- ・ 行政からの支援や関与できる範囲、役割分担の明確化
- ・ 協働に関するガイドラインが必要。委託における民間企業との棲み分けなどを明確にすることが必要

【法律上の制約等に関連したもの】

- ・ 法律上の制約により、業務実施の主体が地方公共団体等に限定されているものがある
- ・ 業務内容上、守秘義務の関連やプライバシー保護の必要性を生じるため協働できない場合もある

協働に関連した意見・感想（自由意見）

- ・ どのような団体が存在し、活動しているのかわからないため、もっと情報を広報する必要あり。県民活動団体の具体的な活動情報を一元化し、情報ソースにして共有化する必要がある
- ・ 新行政改革指針に掲げる「民間との役割分担と連携・協働の促進」を図るためにも、県の業務・事業の県民活動団体への委託が進む仕組みづくりについて検討が必要
- ・ 県民活動団体と県職員の接触の機会（あるテーマについての意見交換会等）が少ないのではないか
- ・ NPO法人等との協働の進め方についての研修会を開催してほしい。NPO法人等に委託する場合については、請負契約とは考え方の異なる契約方法を検討してほしい

(2) 県における協働事業の状況について

県民活動団体と県との協働の状況について、「委託」「補助」「共催」「事業協力」「政策提言」に分類し調査したところ下記のような結果となった。

「委託」については、県民活動団体が参画する実行委員会等への委託や公益法人等への委託が主流であり、県民活動団体へ直接委託しているものはまだ少いが、増加傾向にある。

「補助」「共催」「事業協力」については、県民活動団体との協働が比較的順調に進んでいる。

「政策提言」については、審議会等への県民参加、県民からの意見募集等積極的に実施されてきており、また、意見交換会等の機会も増えている。

委託

(平成14年度)

類型	事業数	事業費(千円)	備考
A	2	1,700	豊かな里山づくり推進事業 他
B	8	82,707	山口県民文化祭開催事業 他
C	2	87,168	県民活動支援センター管理運営事業 他 (再委託分の事業費は左記の一部)
D	4	194,566	明るい長寿社会づくり推進事業 他
計	16	366,141	6部局10課(室)

(平成15年度)

類型	事業数	事業費	備考
A	4	7,530	SOHO等実態調査事業 他
B	6	57,021	やまぐちの豊かな流域づくり推進事業 他
C	2	77,868	県民活動支援センター管理運営事業 他 (再委託分の事業費は左記の一部)
D	5	384,097	生涯現役社会づくり推進事業 他
計	17	526,516	7部局13課(室)

類型

- A 県から県民活動団体へ直接委託するもの
- B 県から県民活動団体の加入している実行委員会、連合組織等へ委託するもの
- C 県から公益法人等に委託した事業の一部を県民活動団体へ再委託するもの
- D 上記C以外で県から公益法人、社会福祉法人へ委託するもの(委託内容が県民活動に関連するもの)

補助

(平成14年度)

類型	事業数	事業費(千円)	備考
A	16	52,150	DV対策事業 他
B	8	28,294	大学・学生・地域交流促進事業 他
C	4	87,469	福祉ボランティア交流支援事業 他
D	6	569,331	やまぐち県民活動きらめき財団基金造成事業他
計	33	737,244	7部局19課(室) ABの重複1事業あり

(平成15年度)

類型	事業数	事業費	備考
A	17	36,332	環境がらんどワーク活動支援事業 他
B	3	21,743	地域づくり若者チャレンジ支援事業 他
C	6	125,992	観光パワーアップ事業 他
D	8	216,809	福祉の輪づくり運動元気がらんど21推進事業 他
計	33	400,876	7部局19課(室) ABの重複1事業あり

類型

- A 県から県民活動団体へ直接補助するもの
- B 県から県民活動団体の加入している実行委員会、連合組織等へ補助するもの
- C 県から市町村を經由して県民活動団体に補助する(間接補助)もの(実行委員会、団体の連合組織等への間接補助も含む。)
- D 県から公益法人、社会福祉法人を經由して県民活動団体に補助する(間接補助)もの。その他県から公益法人、社会福祉法人へ補助するもの(補助内容が県民活動に関連するものであること)

共催(県民活動団体と県の共催事業)

(平成14年度)

類型	事業数	備考
A	8	全国ねえさまらあの知恵・技大会 他
B	1	防災・砂防ボランティア講習会
C	1	火災予防作品募集(普及啓発事業)

(平成15年度)

類型	事業数	備考
A	8	やまぐち里山文化祭、里山ボランティア大会 他
B	1	ボランティア技術向上研修会
C	1	火災予防作品募集(普及啓発事業)

類型

- A 各種大会、イベント等の共催
- B 講習会、研修会等の共催
- C その他

共催(県民活動団体構成員と県職員等による実行委員会への参画)

(平成14年度)

類 型	実行委員会数	備 考
A	6	きらら浜「第九」演奏会実行委員会 他
B	1	コミュニティ・ビジネス・カレッジ実行委員会

(平成15年度)

類 型	実行委員会数	備 考
A	7	やまぐちいきいきエコフェア実行委員会 他
B	1	コミュニティ・ビジネス・カレッジ実行委員会

類型

- A 各種大会、イベントの企画・運営等
- B 普及啓発、人材育成事業等

事業協力(後援)

平成14年度は140事業について後援

6部局で実施しているが、特に環境生活部(文化関係)、教育庁関係が多い。

事業協力(県事業における県民活動団体の協力等)

(平成14年度)

類 型	事業数	備 考
A	12	ごみゼロやまぐち県民運動推進事業 他
B	6	住民と行政とのパートナーシップ講座 他
C	1	食と緑の県民運動推進事業

(平成15年度)

類 型	事業数	備 考
A	10	元気県山口協働発信事業 他
B	3	県民活動に関する県及び市町村職員研修会 他
C	1	やまぐち子育て県民運動推進事業

類型

- A 県が主体的に行う事業や公共的・社会的な事業において、県民活動団体の協力を得て実施する事業(個人ボランティア等の参加も含む)
- B 研修事業等における県民活動団体からの講師招聘
- C A B以外の形態による県と県民活動団体との事業協力

政策提言（審議会等への県民活動団体等参加状況）

（平成 15 年 9 月 1 日現在）

類 型	審議会等の数	備 考
A	5 7	県民活動審議会、男女協働参画審議会 他
B	2 4	国民文化祭基本構想検討委員会、観光審議会 他

類型

A 県民活動団体からの委員がいる審議会、協議会等（条例設置以外の会議も含む）

B 公募等による一般県民の委員がいる審議会、協議会等（条例設置以外の会議も含む）

（注） A、B が重複している審議会等もある

政策提言（意見交換会、情報交換会、意見募集等）

（平成 14 年度）

類 型	事業数	備 考
A	3	21世紀パワーアップサミット 他
B	1 0	パブリック・コメント制度 他

（平成 15 年度）

類 型	事業数	備 考
A	6	県民活動協働推進事業、県民活動タウンミーティング 他
B	1 0	県民活動団体と行政との協働に関するアンケート調査 他

類型

A 県民・県民活動団体との意見交換会、情報交換会等

B 県民・県民活動団体からの意見募集

## 2 県民活動団体における県との協働に対する意向と課題

平成 15 年 5 月に、県内 N P O 法人及び県民活動支援センター登録団体を対象に行政との協働に関するアンケート調査を行った。

### ( 1 ) 「行政との協働に関する調査」集計結果

#### 調査の概要

##### ア 調査の目的

県民活動団体と行政の協働の実態と課題について、県民活動団体の協働に関する考え方やニーズを通して把握し、協働の推進に向けた環境整備に活用するため。

##### イ 調査対象

- ・県内に主な事務所を置く N P O 法人
- ・やまぐち県民活動支援センター登録団体

##### ウ 調査の期間

平成 15 年 5 月

##### エ 調査方法

郵送

##### オ 調査票の回収

送付数 6 1 0 団体      回収数 2 3 0 団体      回収率 3 7 . 7 %

##### カ アンケートの構成

- ) 県民活動団体の活動の認知度
- ) 県民活動団体との協働についての意識

#### アンケート集計結果

ア アンケートに対して 230 団体から回答があり、行政との協働を「行ったことがある」と答えたものが 168(73.0%)、「行ったことがない」は 51(22.2%)であった。

イ これまで行った協働の方法としては、「行政との協働企画 / 運営、共催」が 72 (20.5%)、「補助・助成事業」が 68(19.4%)、「後援」「審議会等への参加」がともに 67(19.1%)、「事業委託」が 63(17.9%)などとなっている。

ウ 協働しない理由としては、「事業予定がなかった」が 19(28.4%)、「行政とは別の立場で事業を推進していく」が 11(16.4%)、「行政へ提案したが実現しなかった」が 9 (13.4%)などとなっている。

エ 今後協働したい事業としては、「研修・交流・相談・情報提供・普及啓発事業」が 154 (33.8%)、「シンポジウム・イベント等の企画運営」が 110(18.7%)、「調査・研究事業の企画・実施」が 61(13.4%)、「先駆的、実験的な事業の企画・実施」が 45(9.9%)などとなっている。

オ 行政との協働のあり方に関する各団体の考え方について、「行政が対応できない県民ニーズに対しきめ細かなサービスを行う」「行政では迅速に対応できないサービスを担う」「行政サービスのうち利益が出にくく企業の参入しにくい分野を狙う」については肯定的な意見が多かった。「現在の事業は最終的には行政が行うべきものである」「行政機構のスリム化に寄与する」については、否定的な意見が多かった。「行政サービスのコスト削減に寄与する」「団体への行政職員の派遣や出向は有益である」「公開審査等によるコンペ方式の導入は有益である」「競争入札ではなく団体独自の提案やアイデアを評価基準とする選定は有益である」については、「どちらともいえない」と回答した団体が多かった。

カ 県民活動団体からみた協働推進における行政側の課題としては、「職員の意識改革」が 126(27.3%)、「行政との協働が可能な県民活動団体の充実」が 111(24.0%)、「コーディネーターの育成」が 79(17.1%)、「気運の醸成」が 66(14.3%)などとなっている。

キ 委託事業について、委託事業を行ったことのある団体のうち、委託事業遂行時に「特に困難はなかった」が 31(39.5%)、「委託額を上回る経費がかかった」が 14(18.4%)、「人材の確保ができなかった」が 9(10.5%)などとなっている。

また、事業の受託に当たって行政に望むことについては「委託事業や委託の制度に関する情報公開をしてほしい」が 65(18.7%)、「特に望むことはない」が 63(18.1%)、「事業者の選定基準や方法を明らかにしてほしい」が 55(15.8%)、「事前に事業の目的、分担、進め方を明示してほしい」が 54(15.5%)、「実情に合った委託料にしてほしい」が 49(14.1%)などとなっている。

ク 助成金の活用については、「活用したい」が 168(75.7%)、「活用したくない」が 9(4.1%)、「どちらともいえない」が 45(20.3%)となっている。

また、助成金の用途については「スタッフ人件費」が 94(27.7%)、「事務所備品」が 69(20.4%)「事務所賃借料」が 38(12.1%)などとなっている。

ケ 行政との共同企画/運営、共催については、今後「拡大させたい」が 94(43.3%)、「現状維持」が 53(24.4%)、「どちらともいえない」が 70(32.3%)となっている。

また、共同企画/運営、共催の形としては「部分的な共同企画/運営、共催」が 100(48.1%)、「全面的な共同企画/運営、共催」が 51(24.5%)、「名義後援程度」が 33(15.9%)などとなっている。

コ 審議会や各種委員会等への参加希望については、「参加したい」が 107(50.0%)、「参加したくない」が 20(9.3%)、「どちらともいえない」が 87(40.7%)となっている。

なお、アンケート調査結果の詳細は、下記のとおり。

## アンケート結果からみた課題

### ア 行政職員の意識改革

「行政職員が地域の団体活動の状況を把握しておらず理解がない」「NPOを理解していない。無償のボランティアだと思っている」「行政が主導して団体を動かしているだけ」「行政職員も積極的に団体活動に加わることが協働の展開に有効」「担当者によって対応が異なり失望する」「民間の提案を柔軟に受容できる専門性と意欲を持った人材が必要」等の意見が出されている。県においては意見交換会や研修会について既に実施中であるが、市町村も含め、研修機会の確保や内容の充実を図る必要がある。

対応策

基本計画 p50

本ガイドブック全般の理解

### イ 行政との協働が可能な県民活動団体の充実

「市民団体もレベルアップが必要」「一部の団体が繰り返し委託事業等を受けている。潜在的な実力のある団体の掘り起こしと信頼関係の構築が重要」「自助努力をしないで支援のみを求める団体が目につく」「交流・研修の機会がほしい」「横のつながりを広げていく必要がある」「自己満足で終わったり、結果を出していない団体が多い。」「受け身でいる団体ではだめ。積極的な姿勢が大事」等の意見が出されている。県民活動きらめき財団や県民活動支援センター等の支援機関・支援拠点と連携して情報提供や斡旋・相談、各種助成事業等を実施し、県民活動団体の充実を図る必要がある。

対応策

基本計画 p39 他

本ガイドブック p18

### ウ 協働コーディネーターの育成

行政との協働事業を実施する際に「コーディネートやサポートをお願いしたい」という意見が出されている。県民活動支援センター等の支援拠点における協働コーディネーター機能を充実していく必要がある。

対応策

基本計画 p39 他

本ガイドブック p28

### エ 気運の醸成

「市民の協力者が少ない」「市の仕事を市民に押しつけているという誤解が一般には根強い」「目的を持って行動している市民は一握りに過ぎない」「一般市民の関心が薄いと会員も減る」等の意見が出されている。普及啓発事業を進め、県民活動への参加と協働についての県民の理解を図っていく必要がある。

対応策

基本計画 p34 他

### オ 行政情報の公開

「行政の仕組みが分からず意思疎通できないときがある」「協働事業に関する具体的な情報提供が必要」「協働のためには情報の共有化が必要」等の意見が出されている。行政の広報誌やホームページだけでなく、県民活動支援センター等の県民活動支援拠点のホームページや情報誌等も活用した協働に関する行政情報の提供が必要である。

対応策

基本計画 p41 他

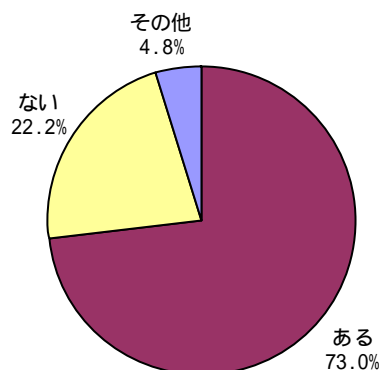
本ガイドブック p24



## アンケート調査結果

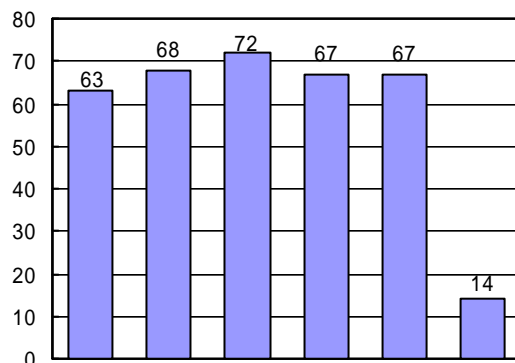
### 1) 協働の有無(全団体)

あ る	168	73.0%
な い	51	22.2%
その他	11	4.8%
計	230	100.0%



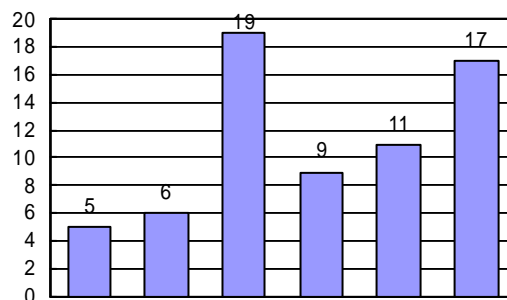
### 2) 協働の方法(複数回答)

行政から行政の事業を実施費用とともに受託したことがある	63	17.9%
行政から民間の事業(対象となる事業は決められている)費の一部の補助・助成を受けたことがある	68	19.4%
行政と共同企画/運営、共催等により事業を行ったことがある	72	20.5%
行政から後援名義を受けて事業を行ったことがある	67	19.1%
行政の審議会や検討委員会等に、団体の肩書きで代表者等が参加したり、提言をしたことがある	67	19.1%
その他	14	4.0%
計	345	100.0%



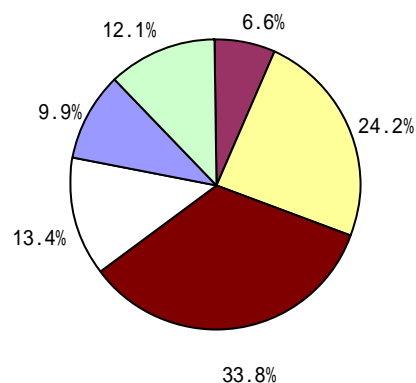
### 3) 協働のしない理由(複数回答)

行政側の主導権が強かったため	5	7.5%
実務上の負担が大きかったため	6	9.0%
事業予定がなかったため	19	28.4%
行政へ提案したが、実現しなかったため	9	13.4%
行政とは全く別の立場で事業を推進していく方針であるため	11	16.4%
その他	17	25.4%
計	67	100.0%



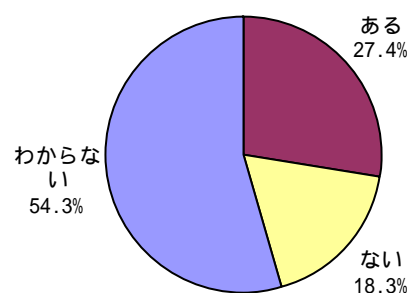
#### 4) 協働したい事業（複数回答）

公共施設等の管理運営	30	6.6%
シンポジウム、イベント等の企画、運営	110	24.2%
研修事業、交流事業、相談事業、情報提供事業、普及啓発事業、講師等派遣	154	33.8%
調査・研究事業等の企画、実施	61	13.4%
先駆的、実験的な事業の企画、実施	45	9.9%
その他	55	12.1%
計	455	100.0%



#### 5) 委託、共同運営が望ましい事業

あ る	57	27.4%
な い	38	18.3%
わからない	113	54.3%
計	208	100.0%

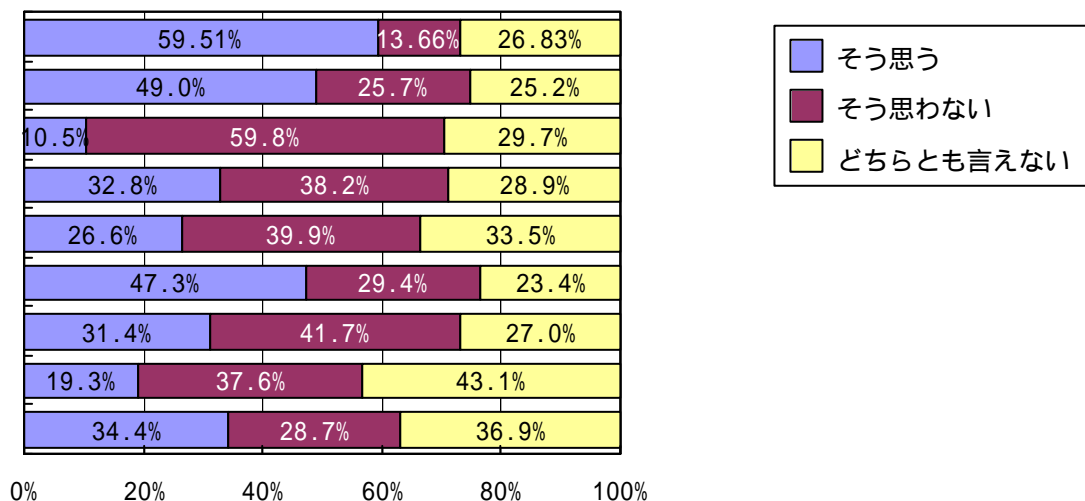


#### 6) 行政との協働のあり方

	そう思う	そう思わない	どちらともいえない	計
わが団体は、行政が対応できない県民のニーズに対し、きめ細かなサービスを行う	122	28	55	205
	59.5%	13.76%	26.8%	100.0%
わが団体は、行政では迅速に対応できないサービスを担う	101	53	52	206
	49.0%	25.7%	25.2%	100.0%
わが団体の事業は、最終的には行政が行うべきものである	22	125	62	209
	10.5%	59.8%	29.7%	100.0%
わが団体は、行政サービスのコスト削減に寄与する	67	78	59	204
	32.8%	38.2%	28.9%	100.0%

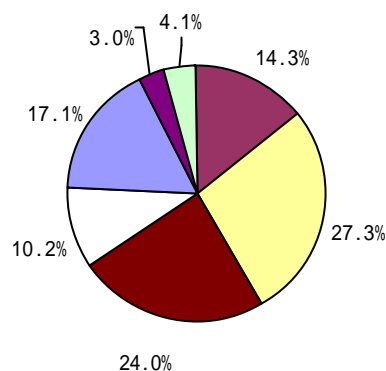
	そう思う	そう思わない	どちらともいえない	計
わが団体は、行政機構のスリム化に寄与する	54	81	68	203
	26.6%	39.9%	33.5%	100.0%
わが団体は、行政サービスのうち利益が出にくく企業の参入しにくい分野を担う	95	59	47	201
	47.3%	29.4%	23.4%	100.0%
わが団体への行政職員の派遣や出向は有益である	64	85	55	204
	31.4%	41.7%	27.0%	100.0%
団体から新しい事業提案を募り、公開審査等で事業の受注者を決定するといったコンペ方式の導入は、わが団体にとって有益である	38	74	85	197
	19.3%	37.6%	43.1%	100.0%
受注価格をベースとした既存の競争入札の枠組みではなく、団体独自の提案やアイデアを評価基準とするような業者選定の仕組みは、わが団体にとって有益である	67	56	72	195
	34.4%	28.7%	36.9%	100.0%

6) 行政との協働のあり方 (グラフ)



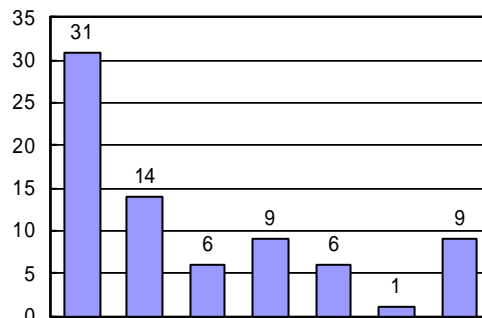
7) 団体からみた行政側の課題（複数回答）

気運の醸成	66	14.3%
職員の意識改革	126	27.3%
行政との協働が可能な県民活動団体の充実	111	24.0%
県民活動団体情報の蓄積	47	10.2%
協働事業の紹介・斡旋など県民活動団体との仲介役になるコーディネータの育成	79	17.1%
事業委託等における民間企業との競合	14	3.0%
その他	19	4.1%
計	462	100.0%



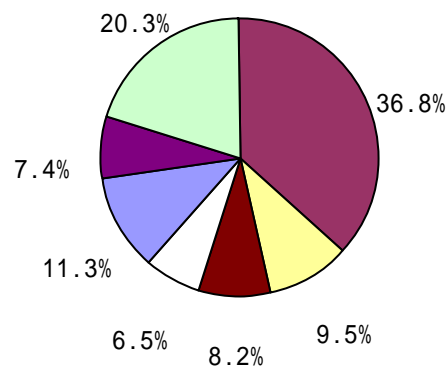
8) 委託業務遂行時の問題点等（複数回答）

特に困難はなかった	31	40.8%
委託額を上回る経費がかかった	14	18.4%
事業を推進するのに必要なだけの専門性が不足していた	6	7.9%
人材の確保ができなかった	9	11.8%
組織内の意思疎通が不足していた	6	7.9%
行政側からの指示が多く、事業実施側の自主性が確保できなかった	1	1.3%
その他	9	11.8%
計	76	100.0%



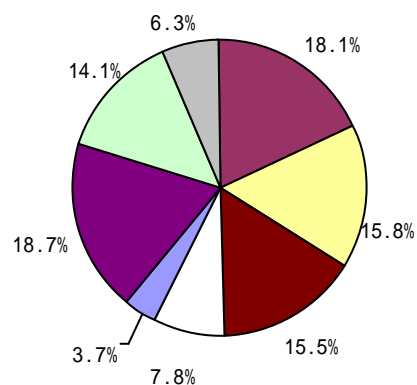
9) 事業の受託に至らなかった理由（複数回答）

行政の委託事業について考えたことがなかった	85	36.8%
提示された事業を遂行するだけの人材の確保が難しかった	22	9.5%
提示された事業を遂行するだけの専門性が、自分たちの組織に不足していた	19	8.2%
提示された事業に応募したが採用されなかった	15	6.5%
行政に対して事業を提案する方法が分からなかった	26	11.3%
行政と距離をおいて活動していこうと考えた	17	7.4%
その他	47	20.3%
計	231	100.0%



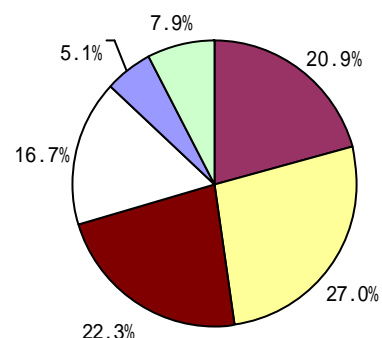
10) 事業の受託にあたって行政に望むこと（複数回答）

特に望むことはない	63	18.1%
事業者の選定基準や方法を明らかにして欲しい	55	15.8%
事前に事業の目的、分担、進め方を明示して欲しい	54	15.5%
事業の実施時に必要以上に参与しないで欲しい	27	7.8%
入札保証金・契約保証金を免除して欲しい	13	3.7%
委託事業や委託の制度に関する情報を公開して欲しい	65	18.7%
実情にあった委託料にしてほしい	49	14.1%
その他	22	6.3%
計	348	100.0%



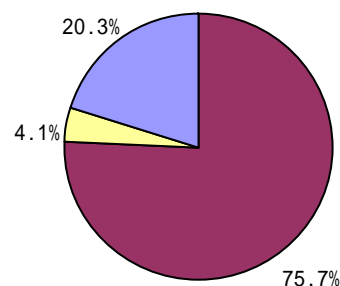
11) 今後の行政事業の受託（複数回答）

積極的に事業の提案をしていきたい	45	20.9%
行政から事業を提示されたら、応募を検討したい	58	27.0%
自分たちの組織には、まだしばらく行政事業を受託するような力量はない	48	22.3%
行政とは、事業受託以外のところで関係を深めるのがいい	36	16.7%
事業を受託する際には、行政と対等な関係の形成は難しい	11	5.1%
その他	17	7.9%
計	215	100.0%



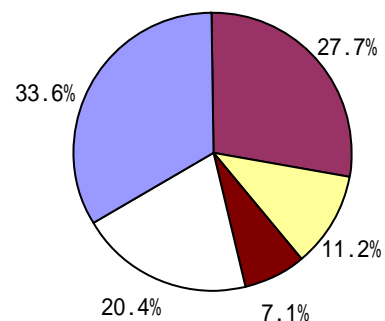
12) 今後の行政事業の受託（複数回答）

活用したい	168	75.7%
活用したくない	9	4.1%
どちらともいえない	45	20.3%
計	222	100.0%



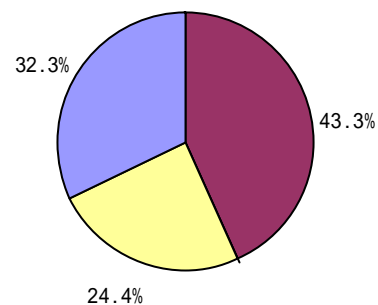
13) 補助金・助成金の希望（複数回答）

スタッフ人件費	94	27.7%
事務所賃借料	38	11.2%
事務所建設・改築経費	24	7.1%
事務所備品	69	20.4%
その他	114	33.6%
計	339	100.0%



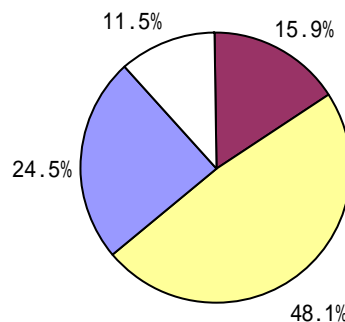
14) 行政との共同企画等の拡大についての希望

拡大させたい	94	43.3%
縮小したい	0	-
現状を維持したい	53	24.4%
どちらともいえない	70	32.3%
計	217	100.0%



15) 行政との共同企画等における行政との関係

名義後援程度	33	15.9%
部分的な共同企画 / 運営、共催等	100	48.1%
全面的な共同企画 / 運営、共催等	51	24.5%
その他	24	11.5%
計	208	100.0%



16) 審議会や検討委員会等への参加希望

参加したい	107	50.0%
参加したくない	20	9.3%
どちらとも言えない	87	40.7%
計	214	100.0%

